

当機構の概要等のご案内

平成27年9月

独立行政法人福祉医療機構



1. 当機構の経営理念について	・ ・ ・ ・ ・ 2
2. 当機構の概要について	・ ・ ・ ・ ・ 4
3. 当機構の業務内容について	・ ・ ・ ・ ・ 9
4. 東日本大震災への対応等について	・ ・ ・ ・ ・ 20
5. 中期目標・中期計画・年度計画の概要について	・ ・ ・ ・ ・ 22
6. 平成26年度業務実績の評価について	・ ・ ・ ・ ・ 30
7. 独立行政法人の組織・業務の見直しについて	・ ・ ・ ・ ・ 34
8. 平成26年度決算の概要について	・ ・ ・ ・ ・ 37
9. 平成27年度予算及び平成28年度予算概算要求の概要について	・ ・ ・ ・ ・ 59
10. 福祉医療機構債券（財投機関債）発行について	・ ・ ・ ・ ・ 64

1. 当機構の経営理念について

独立行政法人福祉医療機構は、福祉の増進と医療の普及向上を目的として設立された独立行政法人です。当機構は平成15年10月に独立行政法人としてスタートしており、昨年10月に設立10周年を迎えることができました。これもみな福祉医療機構を応援していただきました皆様のおかげとありがたく感謝申し上げます。

福祉医療機構は、経営理念として「民間活動応援宣言」を掲げ、お客さまサービス向上のためお客さま目線と健全性を確保しつつ、地域の福祉と医療の基盤づくりを推進しております。

このため福祉医療機構では、今後も新たな成長が期待される福祉・医療分野におきまして政策融資金融機関としての役割を担い福祉施設や医療施設に対する融資をはじめ、これら施設の経営支援、福祉施設で働く方の退職手当共済、心身に障害のある方の扶養保険、NPO等民間団体への助成、年金を受け取られている方への融資、福祉保健医療情報の提供など9事業を一体的に実施することにより、地域の福祉と医療の基盤づくりの一助となれるよう活動を展開してまいります。また、東日本大震災により被災された地域の事業者等への復興に向けた支援を引き続き行ってまいります。

こうした取組みの中で、お客さまからお寄せいただいたご意見・ご要望について福祉医療機構として真摯に受け止め、お客さま満足の向上に努めてまいります。

今後の10年、そしてその先も、国民の皆さまにとって身近で信頼でき、より役立つ組織となるよう、お客さま目線を大切に自己改革に取り組みとともに「小回りのきく福祉・医療支援の専門店」として、役職員一丸となって業務運営に取り組み所存であります。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

独立行政法人福祉医療機構
理事長 長野 洋

福祉医療機構 民間活動応援宣言

私たちは、国の政策効果が最大になるよう、地域の福祉と医療の向上を目指して、お客さまの目線に立ってお客さま満足を追求することにより、福祉と医療の民間活動を応援します。

1. 民間では対応が困難な政策金融やNPOへの助成などにより、福祉と医療の向上を目指します。
2. 専門性を磨き、民間活動への支援の質を高め、福祉と医療の向上を目指します。
3. 機構の持つ総合力を発揮し、福祉と医療の連携を支援します。
4. 公共性、透明性及び自主性を発揮し、コンプライアンスを徹底することにより、健全性を確保します。
5. コスト意識を徹底し、効率的な業務運営を行います。
6. 強く明るい職員を目指し、自ら働きがいのある組織として、お客さま満足を追求します。

2. 当機構の概要について

福祉医療機構の概要

1 設立

平成15年10月1日
独立行政法人福祉医療機構法を根拠法として設立

2 主務大臣（主務省所管課等）

厚生労働大臣
社会・援護局福祉基盤課
医政局総務課
社会・援護局障害保健福祉部企画課
年金局総務課
労働基準局労災補償部労災保険業務課

3 資本金

1兆1,213億円（全額政府出資金）
（平成27年4月1日現在）

上記の資本金のうち、1兆931億円については、平成18年4月1日に年金資金運用基金の解散に伴い承継した年金資金住宅融資等の貸付金債権を全額政府出資金として受け入れたものである。

4 役職員数

265人
理事長、理事3人、監事2人（うち非常勤1人）
職員259人
（平成27年4月1日現在）

民間活動応援宣言

私たちは、国の政策効果が最大になるよう、地域の福祉と医療の向上を目指して、お客さまの目線に立ってお客さま満足を追求することにより、福祉と医療の民間活動を応援します。



当機構の沿革

《行政改革》

《特殊法人改革》

社会福祉事業振興会
(昭和29年設立)
福祉貸付事業
退職手当共済事業
心身障害者扶養保険事業

医療金融公庫
(昭和35年設立)
医療貸付事業

社会福祉・医療事業団
(昭和60年1月設立)
経営指導事業
基金事業
WAM NET事業

**独立行政法人
福祉医療機構**
(平成15年10月設立)

[事業承継]
年金担保貸付事業
年金福祉事業団
(平成13年4月1日解散)

[事業承継]
労災年金担保貸付事業
労働福祉事業団
(平成16年4月1日解散)

[業務承継]
年金住宅融資等債権管理回収業務
教育資金貸付けあっせん業務
年金資金運用基金
(平成18年4月1日解散)

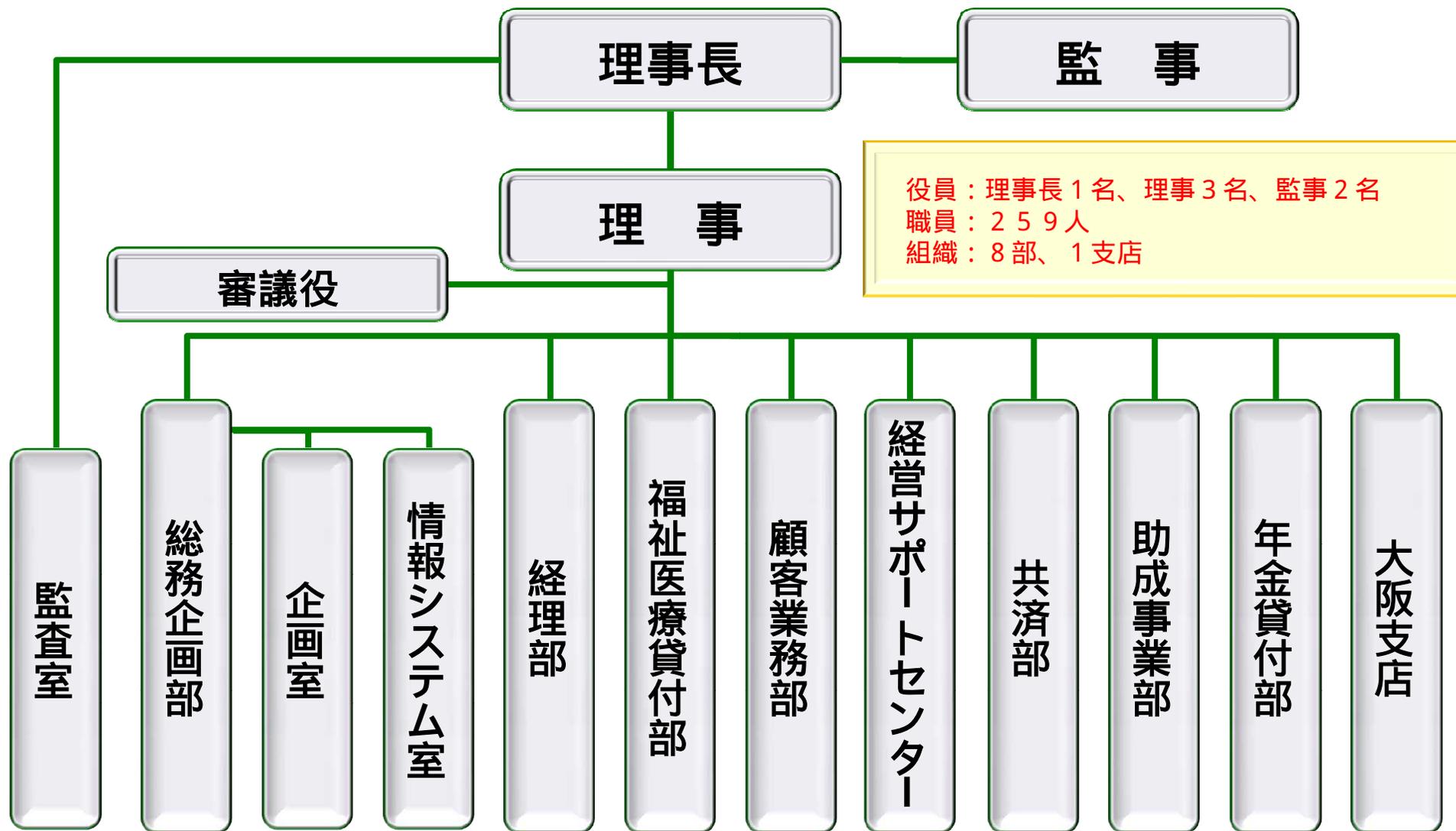


当機構の設立目的

当機構の目的は、機構法第3条に基づき、社会福祉事業施設及び病院、診療所等の設置等に必要な資金の融通並びにこれらの施設に関する経営指導、社会福祉事業に関する必要な助成、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の運営、心身障害者扶養保険事業等を行い、もって福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ることとされております。また、当機構は上記のほか、厚生年金保険制度、国民年金制度及び労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金たる給付の受給権を担保として小口の資金の貸付を行うことを目的としております。

このため、福祉医療の分野では、国及び地方公共団体において、社会福祉施設等の計画的整備、質の高い効率的な医療を提供するための医療制度改革に即した医療提供体制の構築など、社会保障を支える福祉医療の基盤づくり等、国の施策と連携し多岐にわたる事業を展開しております。

[平成27年4月1日現在]





厚生労働省

福祉・介護サービスの基盤整備

子育て・保育サービスの基盤整備

良質かつ効率的な医療サービスの提供

【政策目的】

障害者等の自立支援

施設の耐火・耐震化等の安全性の向上

年金受給者の生活支援

WAM 独立行政法人福祉医療機構

一般勘定	共済勘定	保険勘定	年金担保貸付勘定	労災年金担保貸付勘定	承継債権管理回収勘定	承継教育資金貸付けあっせん勘定
<p>福祉医療貸付事業 社会福祉施設、医療施設等に対して建築資金や運営のための資金を融資</p> <p>経営サポート事業 融資を通じて蓄積したデータを活用し、福祉医療施設の安定経営を支援</p> <p>福祉保健医療情報サービス事業 (WAM NET事業) 福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供</p> <p>社会福祉振興助成事業 助成事業を通じて、NPO等が実施する地域を支える福祉活動を支援</p> <p>福祉医療機構債券発行勘定</p>	<p>退職手当共済事業</p> <p>社会福祉施設職員等退職手当共済法の規定に基づき、社会福祉法人の経営する社会福祉施設及び申出施設等に従事する職員が退職した場合に、その職員に対し退職手当金の支給を実施</p>	<p>心身障害者扶養保険事業</p> <p>地方公共団体（都道府県・指定都市）が実施している心身障害者扶養共済制度により、その地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を当機構が保険</p>	<p>年金担保貸付事業</p> <p>厚生年金保険又は国民年金の支払を受けている方に、医療・介護、住居、冠婚葬祭などに必要な資金を融資</p> <p>福祉医療機構債券発行勘定</p>	<p>労災年金担保貸付事業</p> <p>労働者災害補償保険制度に基づく年金の支払を受けている方に、医療・介護、住居、冠婚葬祭などに必要な資金を融資</p>	<p>承継年金住宅融資等債権管理回収業務</p> <p>年金資金運用基金が行っていた、年金住宅等融資にかかる既往貸付債権の管理・回収業務を実施</p>	<p>承継教育資金貸付けあっせん業務</p> <p>年金資金運用基金が行っていた、年金被保険者に対して、日本政策金融公庫（旧国民生活金融公庫）が行う子弟の教育費のための融資をあっせんする業務を実施</p> <p>20年4月から休止</p>

(注) 長寿・子育て・障害者基金勘定は、平成22年11月27日に一般勘定へ統合

3 . 当機構の業務内容について

一般勘定（福祉貸付事業）

民間社会福祉事業施設などの整備、充実を図ります

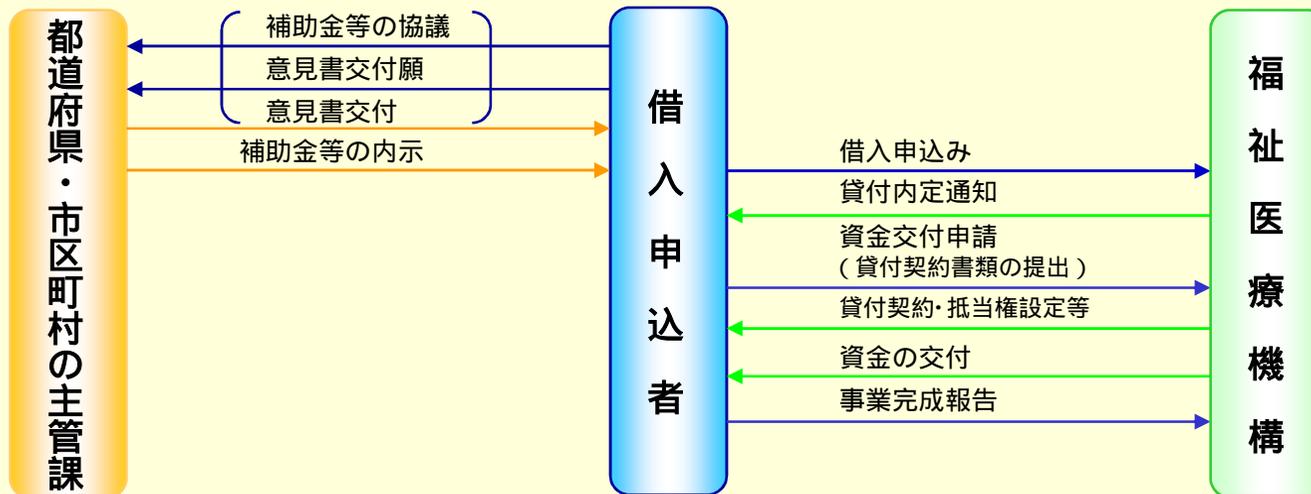
社会福祉法人による特別養護老人ホームなどの社会福祉事業施設の整備及び民間事業者による在宅サービス事業等に対して、建築資金等を融資しています。

社会福祉事業施設は、国や地方公共団体による整備費の補助が行われますが、設置者である社会福祉法人等には一定の自己負担が必要になります。

当機構は、この社会福祉法人等が負担しなければならない費用に対して融資を行っています。

こうした融資を通じて、国の社会福祉施設整備等の推進に大きな役割を担っています。

福祉貸付事業のスキーム



一般勘定（医療貸付事業）

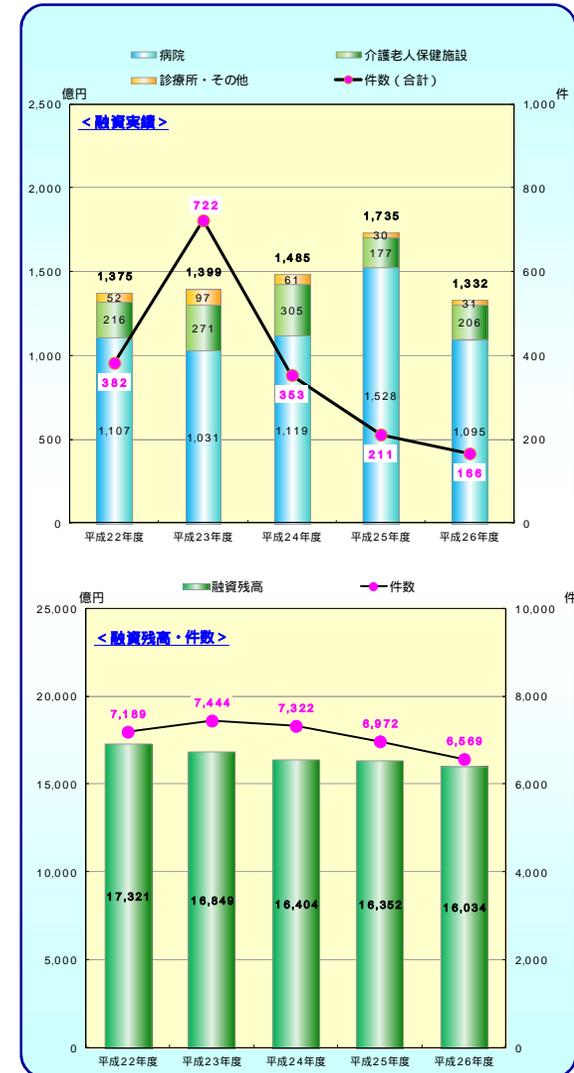
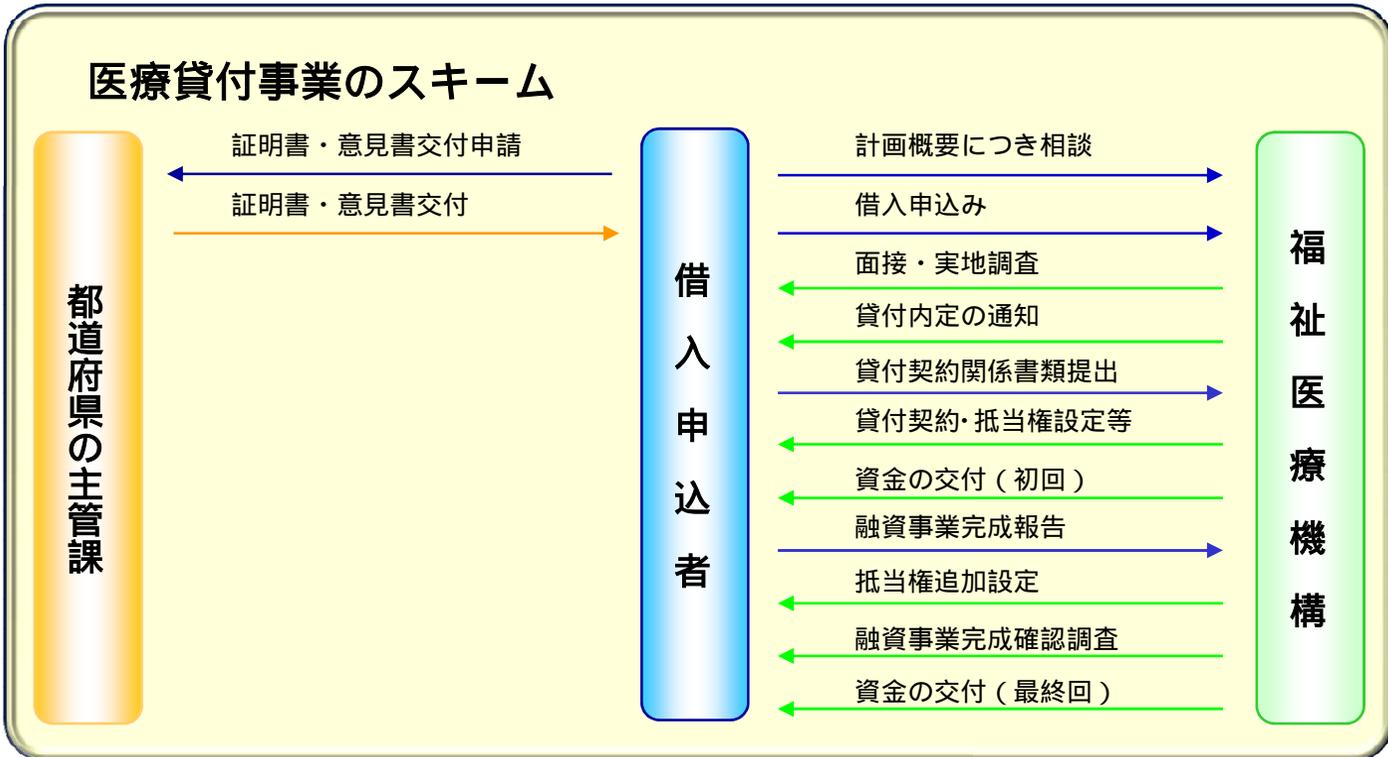
良質な医療・介護サービスの提供を支援します

病院、診療所などの医療関係施設、介護老人保健施設の設置・整備に必要な建築資金・機械購入資金、経営安定化に必要な運転資金を融資しています。

医療の高度化、疾病構造の変化、少子高齢化の進行等を背景に、医療・介護の分野は、サービス提供体制の改革が図られています。

医療貸付事業では、こうした施策を推進するため国・都道府県等と連携を図りながら、医療・介護の基盤整備に即応した融資を行っています。

医療貸付事業のスキーム



一般勘定（経営サポート事業）

施設の健全経営を支援するためリサーチ・セミナー・コンサルティングを行います

社会福祉事業施設・医療施設の経営の安定及び向上に資するため、リサーチレポート公表やセミナー開催、社会福祉法人や医療法人へのコンサルティングを実施しています。

リサーチレポート

経営者等にとって、有益となる経営状況や業界動向等の情報をSC Research Reportで公表

レポート事例

- 社会福祉法人の経営状況について
- 医療法人の経営状況について
- 福祉施設の建設費等に関する動向

経営セミナー

経営者等を対象に行政担当者、学識経験者等を講師としてセミナーを実施

セミナーのポイント

政策動向を踏まえた施設整備のご参考に

テーマに沿った優良な実践事例を紹介

機構が保有する経営データを解説

機構融資に関する質問・相談の受付

コンサルティング等

融資業務を通じて蓄積した豊富なデータに基づき、各種のコンサルティング等を実施

経営分析プログラム

複数年の決算書等による経営診断を中心とした総合的な経営分析

ガバナンス診断プログラム

法人の経営管理状況に係る調査・診断

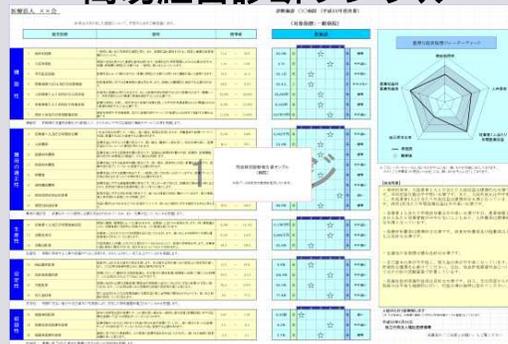
個別支援プログラム

相手方のニーズに対応した個別コンサルティング

簡易経営診断

1か年の決算書等を基に速やかに診断

簡易経営診断サンプル



一般勘定（福祉保健医療情報サービス事業）WAM

福祉・保健・医療に関する情報を総合的に提供します

福祉・保健・医療の総合情報サイトWAM NET()は、福祉医療に係る制度・施策、取り組み状況などについて、福祉医療関係者や一般の方に向けてわかりやすく広く提供することで福祉と医療を支援しています。

ワムネット：Welfare And Medical Service NETwork System

WAM NETの主な掲載情報

障害福祉サービス事業所情報
 全国の障害福祉サービス事業所情報
 (介護・医療機関の事業者情報はリンクにて案内)

イベント・セミナー情報
 全国の福祉・保健・医療に関するイベントやセミナーの開催情報を掲載

介護支援専門員（ケアマネジャー）関連情報
 介護サービスQ & Aの他、ケアマネジャー向けの情報を集約して提供

WAM NET 授産品・芸術品ギャラリー
 全国の障害福祉サービス事業所等の製品や役務の紹介、障害者の芸術作品等を掲載

その他
 福祉・保健・医療に関する全国のニュースや制度解説・ハンドブック、取り組み事例の紹介等

行政情報
 厚生労働省等のホームページに掲載されている会議資料等をリンクにて案内

評価情報
 社会福祉施設、介護保険地域密着型施設の評価情報を案内



WAM NET トップページ



一般勘定（社会福祉振興助成事業）

高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう必要な支援を行います

政策動向や国民ニーズを踏まえ、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対し助成を行い、NPOやボランティア団体等を育成し、その活動を後押しすることにより、支え合いと活気のある地域コミュニティの再生をサポートします。

助成対象事業の種類

地域連携活動支援事業

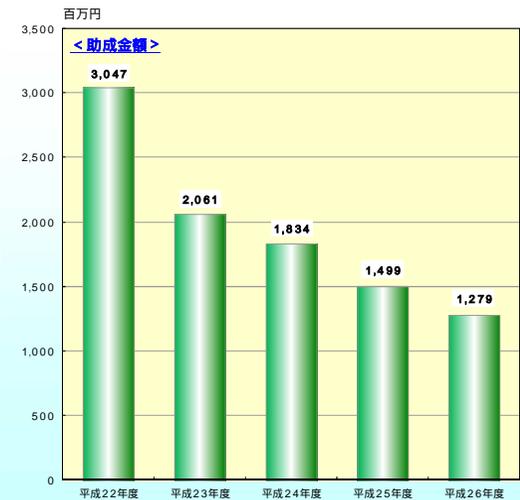
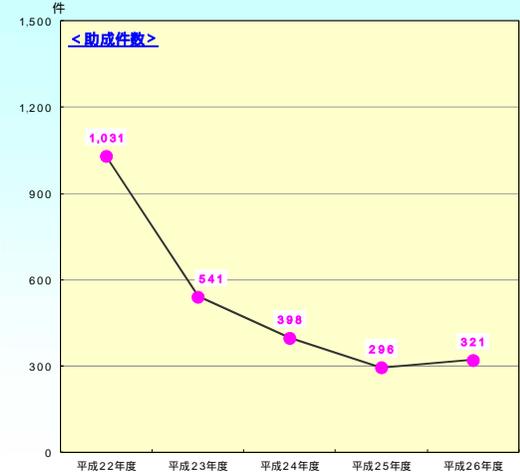
地域の多様な社会資源を活用し、複数の団体が連携やネットワーク化を図り、社会福祉諸制度の対象外のニーズその他地域の様々な福祉のニーズに対応した地域に密着した事業

全国的・広域的ネットワーク活動支援事業

全国又は広域的な普及・充実等を図るため、複数の団体が連携やネットワーク化を図り、相互にノウハウを共有し、社会福祉の振興に資する創意工夫ある事業又は社会福祉施策等を補完若しくは充実させる事業

助成事業のスキーム

事業の仕組み



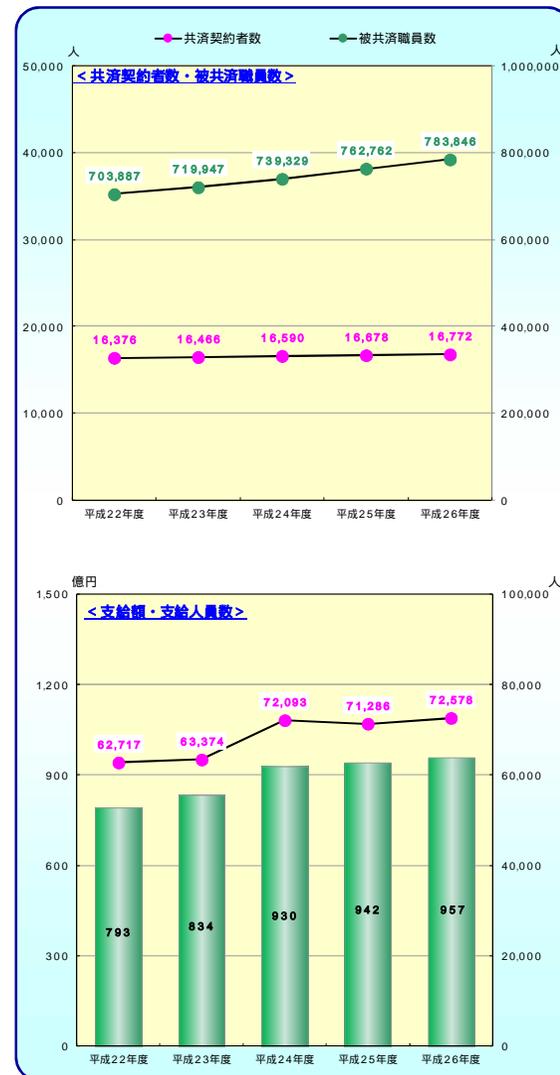
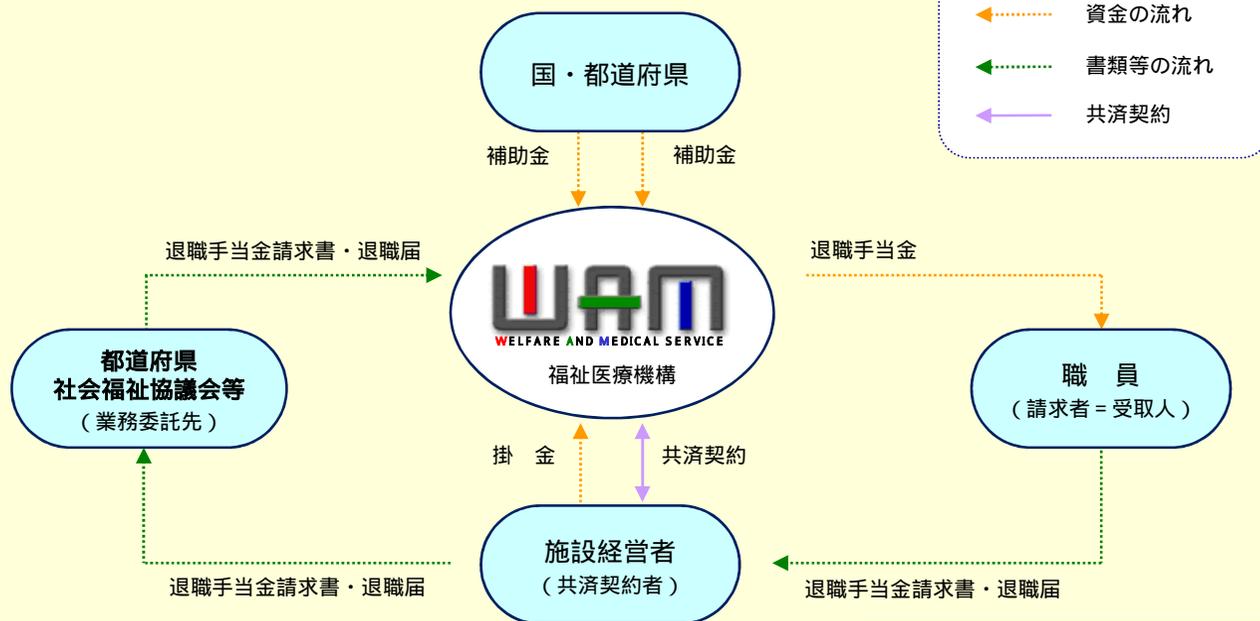
■ 共済勘定（退職手当共済事業）

社会福祉事業等に従事する職員の確保と定着化を図ります

社会福祉施設職員等退職手当共済法の規定に基づき、社会福祉法人の経営する社会福祉施設等、特定介護保険施設等及び申出施設等に従事する職員が退職した場合に、その職員に対し退職手当金の支給を行う事業です。

退職手当金の額の計算は、概ね国家公務員に準じています。退職手当金の支給財源は、「共済契約者（経営者）」、「国」及び「都道府県」の3者負担となっており、職員の負担はありません。国及び都道府県は、原則として、社会福祉施設等に係る給付費の3分の1の補助となります。

退職手当共済事業のスキーム



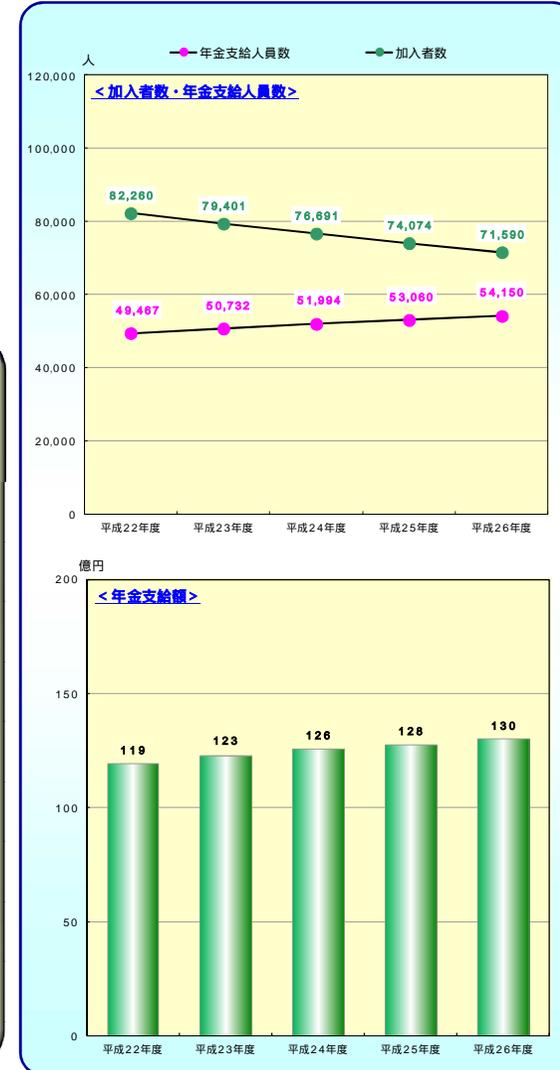
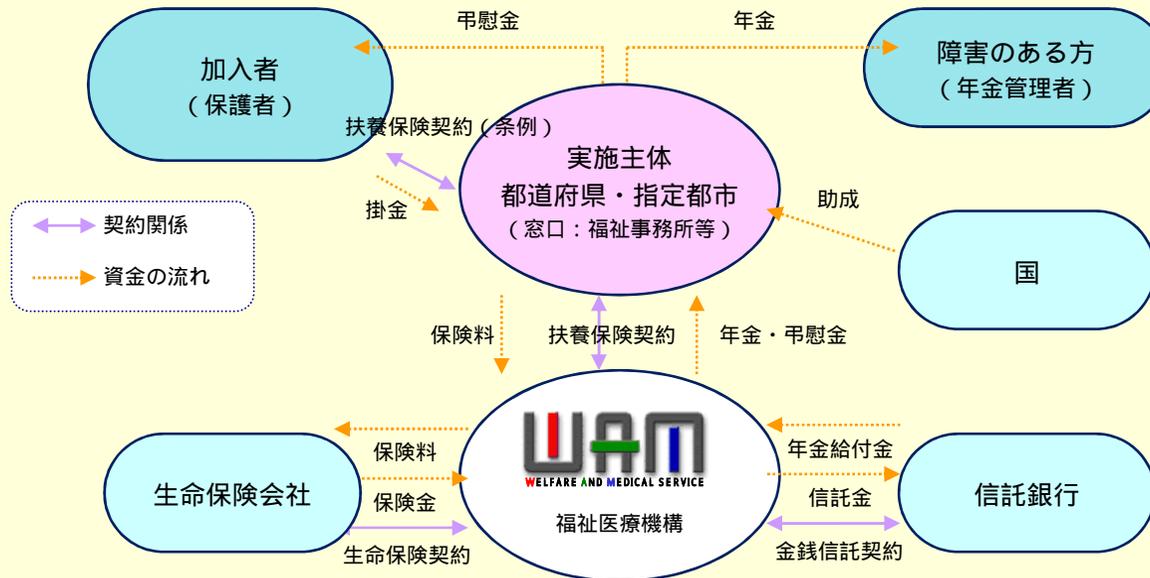
保険勘定（心身障害者扶養保険事業）

障害のある方に、将来の安心と保障をもたらします

都道府県・指定都市が実施している心身障害者扶養共済制度によって、その地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を当機構が保険する事業です。心身障害者扶養共済制度とは、障害のある方の保護者が掛金を納付することにより、保護者が万一死亡したときに障害のある方に終身一定の年金を支給するものです。

この制度は、障害のある方の将来に対する保護者の不安を軽減し、障害のある方が安定した生活を送り、福祉の増進が図られることを目的としたもので、保護者の方々の自らの連帯と相互扶助の精神を基調として生まれたものです。

心身障害者扶養保険事業のスキーム



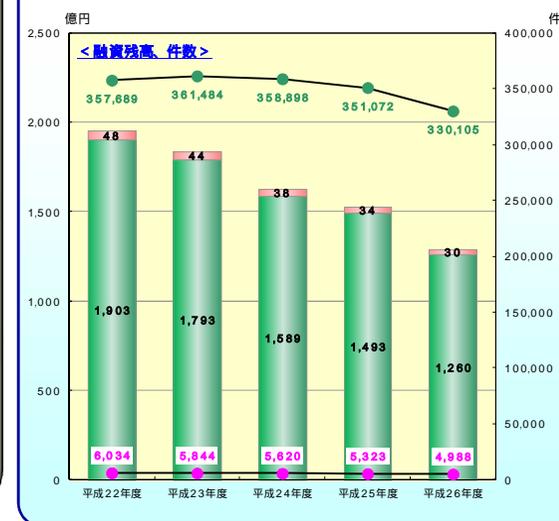
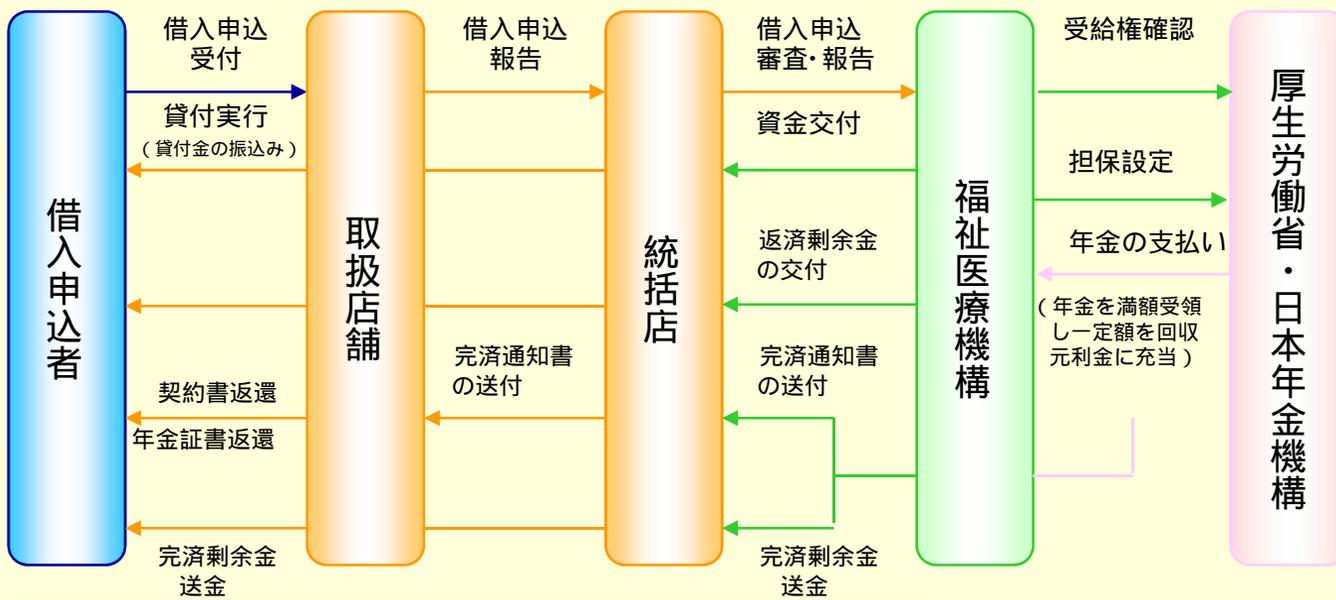


年金受給者の生活を支援します

厚生年金保険、国民年金（老齢福祉年金を除く。）または労働者災害補償保険の年金の支払を受けている方に、保健医療、介護・福祉、住宅改修等、冠婚葬祭などに必要な資金を融資しています。

なお、平成22年12月に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に基づき、貸付限度額の引下げなどにより、年金担保融資を利用される方にとって必要な資金をご融資し、無理のないご返済となるようにするため、平成23年12月及び平成26年12月に年金担保融資制度の取扱いを変更しています。

年金担保貸付事業のスキーム



年金住宅融資等債権の管理・回収を行います

平成18年4月1日をもって解散した年金資金運用基金が行っていた年金住宅融資等債権の管理・回収業務を、当機構が承継したものであり、当該業務により回収された回収金は、年金特別会計への納付により年金給付の財源となることを踏まえ、適正な業務実施に努めてまいります。

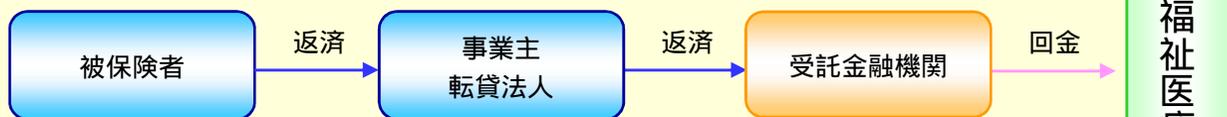
なお、年金資金運用基金の解散に伴い平成17年1月末をもって新規融資の受付を停止しています。

承継年金住宅融資等債権管理回収業務のスキーム

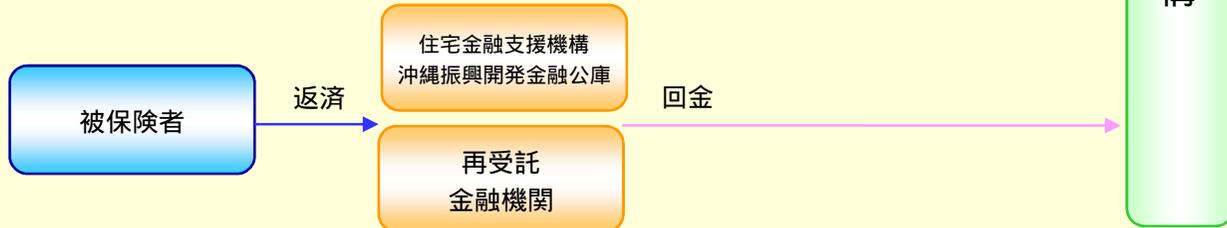
【福祉施設設置整備資金貸付】



【年金住宅資金貸付（転貸融資）】



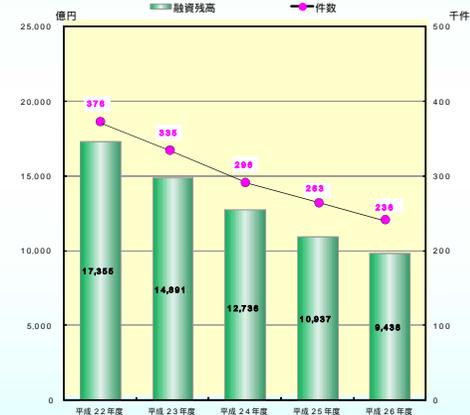
【年金住宅資金貸付（併せ貸し）】



<当機構が承継した債権管理回収業務>

- 1.年金住宅資金貸付に係る債権の管理回収業務
- 2.福祉施設設置整備資金貸付（社宅・療養施設・厚生施設・分譲住宅等）に係る債権の管理回収業務
- 3.年金担保貸付に係る債権の管理回収業務

<年金住宅融資等債権残高・件数>



<平成26年度分の年金特別会計への納付金>

元本償還分 1,481億円

利息分等 337億円

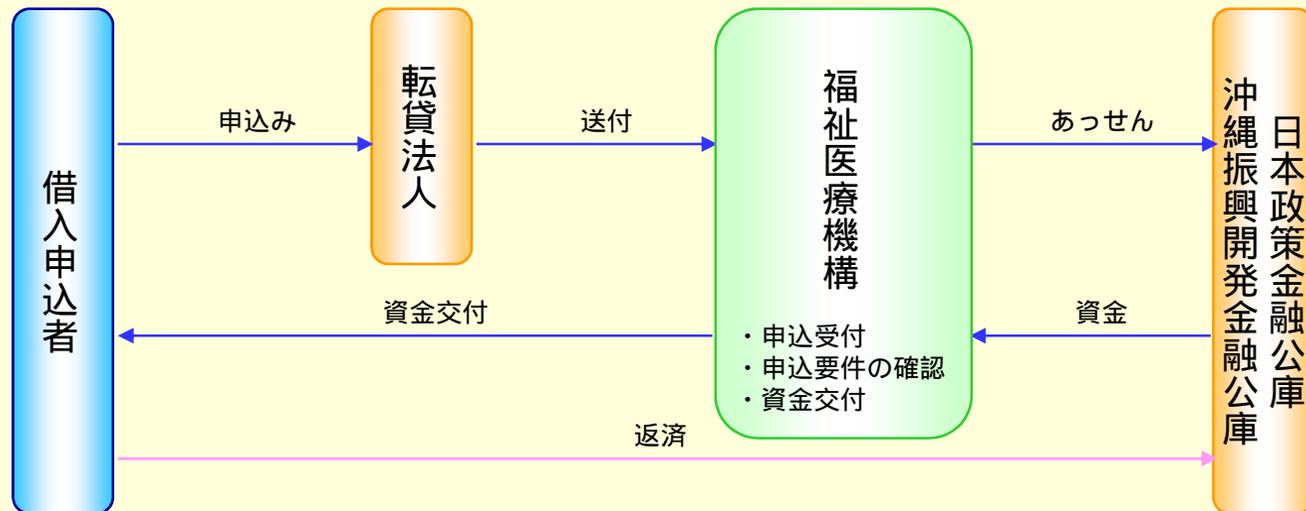
合計 1,818億円

日本政策金融公庫（旧国民生活金融公庫）・沖縄振興開発金融公庫が行う「国の教育ローン（年金教育貸付：一定の要件を満たす厚生年金保険又は国民年金の被保険者の子弟等の教育に必要な資金の融資）」の申込受付、あっせん、資金交付を行います

平成18年4月1日をもって解散した年金資金運用基金が行っていた教育資金貸付けあっせん業務を、当機構が承継したものです。

なお、承継教育資金貸付けあっせん業務は、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）に基づき、平成20年度から業務を休止しています。

承継教育資金貸付けあっせん業務のスキーム



4 . 東日本大震災への対応等について

福祉医療貸付事業

被災されたお客さまへの迅速な対応（特別相談窓口（電話）の設置、災害復旧貸付等の実施）

災害復旧資金

二重ローン対策

無利子貸付の実施

償還期間の延長

返済猶予・返済期限の延長

融資率の引上げ

無担保貸付の拡大

金利の減免等

東日本大震災に係る「福祉貸付・医療貸付」災害復旧資金融資執行状況（平成23年度～平成26年度実績累計）

（単位：百万円）

区分	受 理		契 約		資金交付	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
福祉貸付事業	235	37,090	214	33,556	288	33,033
医療貸付事業	789	84,337	784	75,403	848	62,097
合 計	1,024	121,427	998	108,959	1,136	92,130

5 . 中期目標・中期計画・年度計画の概要について

本資料に掲載している内容は、当機構が概要版として作成したものです。詳細につきましては、当機構ホームページ
(<http://hp.wam.go.jp/koukai/keikaku/tabid/117/Default.aspx>) をご参照ください。

第3期中期目標・中期計画の概要

機構に期待される社会的使命を効率性、有効性を持って果たしていくために、第3期中期目標期間においては、機構において最適なガバナンスの更なる高度化を図るとともに、引き続き、「専門性の向上」と「業務間の連携強化」を図り、小回りのきく福祉、医療を支援する専門店として、次のような取組みを実施することとする。

福祉貸付事業・医療貸付事業

政策優先度に即した融資の展開
・ 民業補完を徹底しつつ融資対象の重点化及び融資枠の確保
・ 東日本大震災への対応
融資相談の強化
併せ貸しの普及



福祉医療貸付事業（債権管理）

貸出条件緩和措置による経営支援
貸付先へのフォローアップ調査

福祉医療経営指導事業

重点化したセミナーの開催
経営ノウハウの民間普及



社会福祉振興助成事業

国が示すテーマに重点化した募集
透明公正な助成の実施・事後評価



退職手当共済事業

事務処理の効率化
届出書類の電子化及び簡素化

心身障害者扶養保険事業

財政状況の検証・公表
ベンチマーク収益率の確保



第3期中期目標・計画 (H25.4～H30.3)



福祉保健医療情報サービス事業(WAMNET)

基幹的な福祉医療情報の重点的提供
効率的なシステム運用

年金担保・労災年金担保貸付事業

国が立案する計画に従った業務運営
無理のない返済に配慮した審査等の実施

承継年金住宅融資等債権管理回収業務

業務終了時期を見据えた適正な
業務実施

効率的かつ効果的な業務運営体制の整備

業務運営体制の継続的見直し
業務間連携の強化

業務・システムの効率化と情報化の推進

システムの継続的改善・経費節減
情報化推進体制の強化

財務内容の改善に関する事項

自己収入の確保
不要財産の処分

業務管理（リスク管理）の充実

ガバナンスの更なる高度化
情報セキュリティ対策の推進

経費の節減

随意契約の適正化
一般管理費・業務経費の節減

人事に関する事項

組織編制及び人員配置の見直し
各種研修の実施（職員の資質向上）

第3期中期目標・中期計画の主な事項

独立行政法人制度においては、法人の主務大臣が独立行政法人の性格に応じた業務運営の効率化や行政サービスの向上等に関する「中期目標」を設定し、これを受けた法人の長は中期目標を達成するための「中期計画」を作成し、主務大臣の認可を得ることとなっています。第3期中期目標及び中期計画の概要は次のとおりです。

中期目標（主な事項）	中期計画（主な事項）
第1 中期目標の期間5年（平成25年4月1日から平成30年3月31日まで）	
第2 法人全体の業務運営の改善に関する事項	第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置
1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備 業務運営体制を継続的に見直すこと。	1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備 業務運営体制を継続的に見直す。 経営企画会議等の効率的かつ効果的な運営を図る。 業務間の連携を強化する。
2 業務管理（リスク管理）の充実 効率的かつ効果的な業務運営を行うとともに、ガバナンスの更なる高度化を図ること。 内部統制の更なる充実・強化を図ること。 政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進すること。	2 業務管理（リスク管理）の充実 ガバナンスの更なる高度化等によりリスクの抑制に努める。 内部統制の更なる充実・強化を図る。 政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。 業務改善の推進及び事務リスクの抑制を図る。
第3 業務運営の効率化に関する事項	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置
1 業務・システムの効率化と情報化の推進 業務・システム最適化計画を着実に実施し、経費の節減を図ること。 システム等の継続的な改善に努めること。 情報化の進展に機動的かつ的確に対応すること。	1 業務・システムの効率化と情報化の推進 業務・システム最適化計画を着実に実施し、経費の節減を図る。 情報化推進計画を策定し、システム等の継続的な改善を図る。 情報管理担当部署の専門性の向上を図る。 職員のIT技能の習得を推進する。
2 経費の節減 随意契約については「随意契約等見直し計画」を踏まえ、一般競争入札の推進や契約の見直し等を行うこと。 平成24年度と比べて一般管理費は15%程度、業務経費は5%程度の額を節減すること（いずれも人件費を除く）。 総人件費については、政府における総人件費の取組を踏まえ厳しく見直すとともに、機構の給与水準について検証を行い、検証結果等について公表すること。	2 経費の節減 随意契約については「随意契約等見直し計画」を踏まえ、一般競争入札の推進や契約の見直し等を行う。 平成24年度と比べて一般管理費は15%程度、業務経費は5%程度の額を節減すること（いずれも人件費を除く）。 総人件費については、政府における総人件費の取組を踏まえ厳しく見直すとともに、機構の給与水準について検証を行い、検証結果等について公表すること。

中期目標（主な事項）	中期計画（主な事項）
第4 業務の質の向上に関する事項	第3 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置
<p>1 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）</p> <p>政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を実施すること。 政策融資の役割を踏まえ、民業補完の徹底、融資対象の重点化等により、増大する利用者ニーズへの対応を図ること。特に、東日本大震災で被災した社会福祉施設等に対し、引き続き復旧・復興資金等の優遇融資を実施すること。 事業者の施設整備等に関する相談等を適切に実施すること。</p> <p>社会福祉施設に関するノウハウ等を民間金融機関に提供するとともに、併せ貸しの一層の普及に努めること。</p> <p>審査業務及び資金交付業務について、利用者サービスの向上を図ること。</p>	<p>1 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）</p> <p>融資方針に基づき事業を実施する。 政策融資の役割を踏まえ、民業補完の徹底、融資対象の重点化等により、増大する利用者ニーズへの対応を図る。特に、東日本大震災で被災した社会福祉施設等に対し、引き続き復旧・復興資金等の優遇融資を実施する。 手続きの簡素化を促進するとともに、福祉施設の整備計画の早期段階から融資相談等に応じ、必要な提案、助言等を行う。 社会福祉施設に関するノウハウ等を民間金融機関に対し積極的に提供する。 併せ貸しの利用が進んでいない事業についての要因を分析し、周知を図る。 協調融資金融機関数を受託金融機関数の95%以上（340機関）まで拡大する。 審査業務の平均処理期間30日以内を維持する。 資金交付の平均処理期間15営業日以内を維持する。</p>
<p>2 福祉医療貸付事業（医療貸付事業）</p> <p>政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を実施すること。 政策融資の役割を踏まえ、民業補完の徹底、融資対象の重点化等により、増大する利用者ニーズへの対応を図ること。特に、東日本大震災で被災した医療関係施設等に対し、引き続き復旧資金等の優遇融資を実施すること。 事業者の施設整備等に関する相談等を適切に実施すること。</p> <p>医療関係施設に関するノウハウ等を民間金融機関に提供すること。 審査業務及び資金交付業務について、利用者サービスの向上を図ること。</p> <p>病院機能や経営状況についての第三者評価結果を融資審査に活用すること。</p>	<p>2 福祉医療貸付事業（医療貸付事業）</p> <p>ガイドラインに基づき事業を実施する。 政策融資の役割を踏まえ、民業補完の徹底、融資対象の重点化等により、増大する利用者ニーズへの対応を図る。特に、東日本大震災で被災した医療関係施設等に対し、引き続き復旧資金等の優遇融資を実施する。 手続きの簡素化を促進するとともに、医療施設の整備計画の早期段階から融資相談等に応じ、必要な提案、助言等を行う。 医療関係施設に関するノウハウ等を民間金融機関に対し積極的に提供する。 審査業務の平均処理期間30日以内を維持する。 資金交付の平均処理期間15営業日以内を維持する。 病院機能や経営状況についての第三者評価結果を融資審査に活用する。</p>
<p>3 福祉医療貸付事業（債権管理）</p> <p>継続的に貸付先のフォローアップ調査を実施するとともに、債権区分別に適切な管理を行うこと。 福祉医療経営指導事業等との連携強化により債権悪化の未然防止に取組むこと。 リスク管理債権に対する態勢の強化を図ること。 政策融資の役割を踏まえ、経営が悪化した貸付先等に対して、貸出条件緩和等の措置を講じ、地域における民間の社会福祉施設及び医療施設等の経営を支援すること。 き損する可能性が高い債権の管理の徹底を図ること。</p>	<p>3 福祉医療貸付事業（債権管理）</p> <p>継続的に貸付先のフォローアップ調査を実施するとともに、債権区分別に適切な管理を行うこと。 福祉医療経営指導事業等との連携強化により債権悪化の未然防止に取組むこと。 リスク管理債権に対する態勢の強化を図る。 政策融資の役割を踏まえ、経営が悪化した貸付先等に対して、貸出条件緩和等の措置を講じ、地域における民間の社会福祉施設及び医療施設等の経営を支援すること。 き損する可能性が高い債権の管理の徹底を図る。</p>

中期目標（主な事項）

4 福祉医療経営指導事業

集団経営指導については、施設の健全経営のために必要な情報を広く施設経営者等に提供すること。

病院等の経営指導のノウハウを民間金融機関等へ普及すること。

顧客等のニーズを踏まえ施設経営を支援するための情報の収集・分析・提供の充実強化に努めるとともに、新規の施設種別に係る経営指標や診断メニューを策定すること。福祉医療貸付事業の債権管理業務と連携し、経営が悪化した施設等に対する経営支援に努めること。

運営費交付金縮減の観点から、自己収入の拡大に努めること。

5 社会福祉振興助成事業

助成事業の募集に当たっては、国が示すテーマに重点化し、毎年度、助成方針を定め公表すること。

助成事業の選定については、公正性、客観性及び透明性の一層の確保を図り、また事業の固定化回避に努めること。

評価方針を定め事後評価を実施し、事後評価の結果を選定方針の改正等に適正に反映すること。

助成先団体が行う事業の発展・充実に繋がるよう、適切な相談・助言に努めること。

事後評価の結果を踏まえ、事業効果の高い事業等の周知とその効果的な普及を推進すること。

中期計画（主な事項）

4 福祉医療経営指導事業

1セミナーあたりの平均受講者数を180人以上とし、受講者にとっての有用度を平均80%以上とする。

病院等の経営ノウハウを民間金融機関等に普及するため、民間金融機関向けセミナー等を開催する。

顧客等のニーズを踏まえ施設経営を支援するための情報の収集・分析・提供の充実強化に努め、新規の施設種別に係る経営指標や診断手法の策定等を段階的に実施する。

個別経営診断については、福祉医療貸付業務や債権管理業務と連携しつつ、経営が悪化した施設等に対する診断等の充実を目指し、延べ診断件数1,400件以上の実施に努め、利用者にとっての有用度を平均80%以上とする。

経営分析診断の平均処理期間を50日以内とする。

運営費交付金縮減の観点から、実費相当額を上回る自己収入を確保する。

5 社会福祉振興助成事業

助成事業の募集に当たっては、国が示すテーマについて国と協議し、毎年度、募集要領等に明記し、公表する。

助成事業の選定については、外部有識者からなる社会福祉振興助成事業審査・評価委員会において選定方針を策定し、公表するとともに、当該選定方針に基づき審査・採択する。

全助成件数の80%以上が特定非営利活動法人、非営利の任意団体が行う事業とする。交付決定までの平均処理期間を30日以内とする。

事後評価方針を定め、事後評価を実施し、事後評価結果については、選定方針の改正等に適正に反映する。

助成先団体等に対して、計画段階から助成後まで継続的な相談・助言に努める。

助成先への助言等を通じ、新たに他団体等との連携等の効果があった事業を85%以上とする。

利用者の満足度を80%以上とする。

助成事業報告会を開催し、参加者の満足度を80%以上とする。

中期目標（主な事項）	中期計画（主な事項）
<p>6 退職手当共済事業</p> <p>給付までの平均処理期間の短縮を図ること。 利用者の手続き面での利便性の向上及び負担の軽減に努めること。</p> <p>業務委託先との連携の在り方を踏まえ、事務効率化を図ること。</p>	<p>6 退職手当共済事業</p> <p>退職手当共済事業の動向を分析し、制度の安定的な運営を図る。 給付までの平均処理期間を50日以内とする。 利用者の意向を踏まえ、提出書類の電子化及び簡素化等を推進する。 新規加入法人のうち、当年度中に電子届出システムの利用申請を行う割合を50%以上とする。 業務委託先に対する業務指導の徹底し、事務効率化を図る。</p>
<p>7 心身障害者扶養保険事業</p> <p>国・地方公共団体による財政支援措置を踏まえ、安全かつ効率的な運用を行うこと。 毎年度、事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表すること。 厚労大臣が定める運用利回りを確保するため、基本ポートフォリオを定め、管理を行うこと。 事務処理を適切に行うため、地方公共団と連携を図ること。</p>	<p>7 心身障害者扶養保険事業</p> <p>毎年度、事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表する。 厚労大臣が定める運用利回りを確保するため、基本ポートフォリオを心身障害者扶養保険資産運用委員会において策定し、管理を行う。 事務担当者会議を開催する。</p>
<p>8 福祉保健医療情報サービス事業（WAMNET事業）</p> <p>基幹的な福祉医療情報を重点的に提供するとともに、提供する情報の質の向上に努めること。 福祉保健医療施策を支援するためにWAMNETの活用を図ること。 運営費交付金縮減の観点から、自己収入の拡大に努めること。</p>	<p>8 福祉保健医療情報サービス事業（WAMNET事業）</p> <p>基幹的な福祉医療情報を重点的に提供するとともに、提供する情報の質の向上に努め、年間ヒット件数を7,000万件以上、利用者満足度指数を90%以上とする。 福祉保健医療施策を支援するためにWAMNETの活用を図る。 運営費交付金縮減の観点から、自己収入の拡大に努める。</p>
<p>9 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業</p> <p>業務運営コストを分析し、貸付金利水準に適切に反映することにより、安定的で効率的な業務運営に努めること。 業務運営に当たっては、見直しの基本方針に基づいて、国において立案される計画に従って適切な措置を講じること。 年金受給者にとって無理のない返済となるよう配慮した運用に努めること。 制度の周知を図るとともに、受託金融機関の窓口等における利用者への適切な対応に努めること。</p>	<p>9 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業</p> <p>業務運営コストを分析し、貸付金利水準に適切に反映することにより、安定的で効率的な業務運営に努める。 業務運営に当たっては、見直しの基本方針に基づいて、国において立案される計画に従って適切な措置を講じる。 年金受給者にとって無理のない返済となるよう配慮した運用に努める。 制度の周知を図るとともに、受託金融機関の窓口等における利用者への適切な対応に努めるため、受託金融機関事務打合せ会議等により周知徹底に努める。</p>

中期目標（主な事項）

10 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務

[承継年金住宅融資等債権管理回収業務]

当該業務終了の時期を見据え、適正な業務実施に努めること。
貸付先の財務状況等の把握等を適時に行うことにより、適切な債権管理に努めること。
延滞債権の発生の抑制に努めること。
延滞債権について、早期の債権回収に努めること。

[承継教育資金貸付けあっせん業務]

独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）を踏まえ、業務を休止すること。

中期計画（主な事項）

10 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務

[承継年金住宅融資等債権管理回収業務]

当該業務終了の時期を見据え、適正な業務実施に努める。
貸付先の財務状況等の把握等を適時に行うことにより、適切な債権管理に努める。
延滞債権の発生の抑制に努める。
延滞債権について、早期の債権回収に努める。

[承継教育資金貸付けあっせん業務]

独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）を踏まえ、業務を休止すること。

第5 財務内容の改善に関する事項

1 運営費交付金以外の収入の確保

運営費交付金を充当して行う事業について、自己収入の確保に努めること。

2 自己資金調達による貸付原資の確保

福祉医療貸付事業及び年金担保貸付事業において、債権の発行等による資金調達を適切に行うこと。

3 資産の有効活用

将来にわたり業務を確実に実施する上で必要なくなったと認められる財産（不要財産）を速やかに国庫納付すること。

第4 予算、収支計画及び資金計画

1 予算

2 収支計画

3 資金計画

第5 短期借入金の限度額（117,400百万円）

第6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

不要財産を国庫納付する。（職員宿舎、業務廃止後の年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定に係る政府出資金等）

第7 第6の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

第8 剰余金の使途

業務改善にかかる支出のための原資 職員の資質向上のための研修等の財源

中期目標（主な事項）	中期計画（主な事項）
第6 その他業務運営に関する重要事項	第9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項
人事に関する事項	1 職員の人事に関する計画
<p>組織編成及び人員配置を実情に応じて見直すこと。 人事評価制度の運用や人材の育成により、士気及び専門性の高い組織運営に努めること。</p>	<p>(1) 方針 組織編成及び人員配置を実情に即して見直す。 人事評価制度の適正な運用を行い、士気の高い組織運営に努める。 担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発等を目的として各種研修を実施するとともに、引き続き外部との人事交流を行う。</p> <p>(2) 人員に係る指標 期末の常勤職員数を期初の常勤職員数（299人）の100%以内とする。</p>
	2 施設及び設備に関する計画
	なし
	<p>3 積立金の処分に関する事項</p> <p>積立金のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額について、独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項に定める業務の財源に充てる。</p>

（注）見直しの基本方針とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）のことである。

6 . 平成26年度業務実績の評価について



< これまでの独立行政法人の評価 >

評価主体・評価の体制等

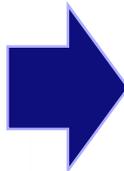
- ・各府省に設置された「独立行政法人評価委員会」が、第三者機関として、法人の評価を実施し、決定。
- ・年度評価、中期目標期間評価（暫定評価・最終評価）を実施。業績評価の結果に基づき、独法評価委員会が役員の退職金に係る業績助案率を算定。
- ・法人の財務諸表、組織・業務全般の検討、中期目標、中期計画等について意見。

評価基準等

- ・各府省の「独立行政法人評価委員会」が、評語（評定）、評価基準、評価様式等をそれぞれ定め、評価を実施。
- ・主務省では、独法評価委員会が定める「評価基準」に基づき、目標を定めた項目ごとに5段階の評定を付す「個別評価」と、法人全体の状況について、記述による「総合評価」を実施。

第三者機関の役割（総務省の関与）

- ・各府省の「独立行政法人評価委員会」が決定した「年度評価」、「中期目標期間評価」について、二次評価を行い、必要に応じて意見を述べるほか、独法評価委員会が算定した役員の退職金に係る業績助案率について決定前に意見。
- ・中期目標期間の終了時において、当該法人の組織・業務全般の検討に関し、主務大臣に対して勧告。



【平成27年度以降の独立行政法人の評価】

- ・主務大臣が法人の評価を実施し、決定。
- ・評価に際し、必要に応じて外部有識者の知見を活用。
〔独立行政法人評価に関する有識者会議の開催等〕
- ・年度評価、中期目標期間評価（見込評価・期間実績評価）を実施。
業績評価の結果に基づき、主務大臣が役員の退職金に係る業績助案率を算定。



- ・総務大臣が定める独立行政法人の評価に関する指針（統一ルール）に基づき、評価を実施。
〔評語〕Bを標準とし、S～Dの5段階評定。
〔評価基準〕定量的指標において目標値の100%～120%を達成した場合にB評定など。
〔評価様式〕政府統一の評価様式を使用。
- ・中期目標を定めた項目ごとに評定を付す「項目別評定」と、法人全体の状況について評定を付す「総合評定」を実施。



- ・中期目標期間の終了時において、見込評価、業務・組織全般の検討及び次期中期目標の策定に関し、主務大臣に対して意見。

平成26年度業務実績の大臣評価について

独立行政法人通則法第32条により、各事業年度における業務の実績について主務大臣の評価を受けなければならないとされています。

評 定 項 目		厚生労働大臣による業務実績評価
総合評価		
総合評価	A	項目別評価は16項目中、Aが8項目、Bが8項目であり、また、全体の評価を引き上げる事象もないことから「A」と評価する。
項目別評価		
・ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項		
1 福祉医療貸付事業 (福祉貸付事業)	A	国の推進する介護基盤の緊急整備等に対する融資率の引上げによる優遇融資を実施した結果、貸付契約額、資金交付額ともに過去最高額を更新するなどの実績をあげているとともに、利用者サービスを向上させつつ、増大する福祉の資金ニーズに適切かつ迅速に対応していることから「A」と評価する。
2 福祉医療貸付事業 (医療貸付事業)	A	平成26年度における資金交付額は平成25年度実績を上回り、増大する利用者ニーズに迅速かつ的確に対応し、国の目指す医療サービスを安定的かつ効果的に提供する基盤整備を支援しており、国の医療政策の目標に沿った融資が効率的かつ効果的に行われていることから「A」と評価する。
3 福祉医療貸付事業 (債権管理)	A	債権悪化の未然防止へ取り組み、リスク管理債権比率を大幅に改善したこと、また経営が悪化した貸付先に対して貸出条件緩和を実施するなど、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、社会福祉施設等及び医療施設等の維持及び存続を図りつつ、貸付債権の適正な管理を行っており、顕著な成果が得られていることから「A」と評価する。
4 福祉医療経営指導事業	A	集団経営指導(セミナー)、個別経営診断とともに中期計画の目標値を大きく上回り、顧客ニーズを把握した上で、必要性の高い法人の経営分析やガバナンスの強化に重点をおいた事業の見直しを講じるなど、質的に顕著な成果が得られていることから「A」と評価する。
5 社会福祉振興助成事業	B	助成事業に係る募集、審査及び、採択等の結果を幅広く公表し、透明性が高い公正な助成が実施されているとともに、助成制度のP D C Aサイクルが機能し効果的な資金助成を実現していることから「B」と評価する。
6 退職手当共済事業	A	利用者サービスの向上を図る観点から、電子届出システムの利用促進に積極的に取り組み、退職手当金支給に係る平均処理期間を短縮し、所期の目標を上回る実績をあげていることから「A」と評価する。
7 心身障害者扶養保険事業	B	基本ポートフォリオに基づき、扶養保険資金を運用した結果、厚生労働大臣が指示する運用利回りを確保するとともに、事業の財務状況等を公表し、事業の透明性の確保に努めるなど、所期の目標を達成していることから「B」と評価する。
8 福祉保健医療情報サービス事業 (WAMNET事業)	A	基幹的な福祉医療情報を重点的に提供する取組みに加え、利用者の利便性の向上を図った結果、年間ヒット件数が増加する等、顕著な成果をあげていることから「A」と評価する。



平成26年度業務実績の大臣評価について



評 定 項 目		厚生労働大臣による業務実績評価
9 年金担保貸付事業 及び労災年金担保貸付事業	A	法人の自己評価は、業務実績を具体的に記述する等十分な説明責任が果たされており、正当であると確認できること、また、「年金担保貸付事業廃止計画」に基づく事業規模縮減を図り、定量的にも過去を上回る取組みが認められることから「A」と評価する。
10 承継年金住宅融資等債権 管理回収業務及び承継教育 資金貸付けあっせん業務	B	法人の自己評価は、業務実績を具体的に記述する等十分な説明責任が果たされており、正当であると確認できることから「B」と評価する。
. 業務運営の効率化に関する事項		
11 業務・システムの効率化と 情報化の推進	B	情報化推進計画に基づき、必要なシステムの改善を行い、業務システムの効率化に取り組むとともに、当該業務に必要なITに関する技能の向上を図っていることから「B」と評価する。
12 経費の節減	A	一般管理費等の節減については、効率的な執行に努め、年度計画の目標を大幅に上回る節減を達成するとともに、随意契約及び給与水準の適正化についても着実に実施していることから「A」と評価する。
. 財務内容の改善に関する事項		
13 運営費交付金以外の収入の 確保、自己資金調達による 貸付原資の確保、不要財産 の国庫納付	B	運営費交付金以外の収入については安定的に自己収入を確保していること、また、財投機関債の発行においては、IRを積極的に実施し投資家から機構の事業等についてより深い理解を得るよう努力していること、さらに、保有資産の見直しについては国庫納付に向けて計画どおり適切に実施していると認められることから「B」と評価する。
. その他の事項		
14 効率的かつ効果的な業務 運営体制の整備	B	理事長の意向が組織運営に反映される環境整備の推進、また、行政事業レビューの指摘等を踏まえた業務運営体制の整備を図るとともに、業務間の連携の強化に努めていることから「B」と評価する。
15 業務管理（リスク管理） の充実	B	ガバナンス委員会において、リスク管理上のモニタリングを行うなど、機構におけるガバナンス態勢の高度化を推進するとともに、業務の効率化及び、顧客サービス等の向上を図るための業務改善の推進に努めていることから「B」と評価する。
16 人事に関する事項	B	組織の活性化を図りつつ、人事評価制度を適正に運用するとともに、人材の育成のため、研修の充実に取り組んでいることから「B」と評価する。

7 .独立行政法人の組織・業務の見直しについて

独立行政法人の見直しについて（経緯）

独立行政法人における改革の経緯

<p>平成18年12月24日</p> <p>勸告の方向性における指摘事項を踏まえた見直し案</p> <p>独立行政法人の主要な事務・事業の改廃に関する「勸告の方向性」を取りまとめ</p> <p>政府・行革推進本部にて了解・決定</p>	<p>平成19年12月24日</p> <p>独立行政法人整理合理化計画</p> <p>101法人を85法人に削減 役員人事・組織評価の内閣一元化</p> <p>閣議決定</p>	<p>平成21年11月17日</p> <p>行政刷新会議事業仕分け（第1弾）</p> <p>行政刷新会議による平成22年度予算を削減するための事業仕分けを実施</p> <p>ヒアリング</p>	<p>平成21年12月25日</p> <p>独立行政法人の抜本的な見直しについて</p> <p>98ある全ての独立行政法人について抜本的見直しを実施</p> <p>閣議決定</p>	<p>平成22年4月19日</p> <p>厚生労働省省内事業仕分け</p> <p>厚生労働省省内の独立行政法人が行う事業仕分け</p> <p>ヒアリング</p>	<p>平成22年4月23日</p> <p>行政刷新会議事業仕分け（第2弾）</p> <p>行政刷新会議による独立行政法人が行う事業仕分け</p> <p>ヒアリング</p>
<p>当機構に関する主な事項</p> <p>福祉医療貸付事業の重点化、年金担保貸付事業等の効率化、各事務・事業の見直し、その他の業務全般に関する見直し。</p>	<p>当機構に関する主な事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 貸付業務については、福祉医療分野における着実な基盤整備の推進、国民の福祉の増進を図る観点から、福祉医療政策の動向、他の機関による政策融資の運営状況を注視しつつ、移管を含め組織の在り方を検討する。 各事務及び事業の見直し等 	<p>当機構に関する主な事項</p> <p>助成事業（旧長寿・子育て・障害者基金事業）が事業仕分けの対象となる。</p>	<p>当機構に関する主な事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 98ある全ての独立行政法人を対象に抜本的見直し。 「独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)」に定められた事項については、当面凍結し、独立行政法人の抜本的な見直しの一環として再検討する。 	<p>当機構に関する主な事項</p> <p>福祉貸付事業・医療貸付事業・福祉医療経営支援事業、年金担保貸付事業・労災年金担保貸付事業、福祉保健医療情報サービス事業、退職手当共済事業・心身障害者扶養保険事業が事業仕分けの対象となる。</p>	<p>当機構に関する主な事項</p> <p>福祉貸付事業、医療貸付事業、年金担保・労災年金担保貸付事業が事業仕分けの対象となる。</p>
<p>平成22年12月7日</p> <p>独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針</p> <p>すべての独立行政法人の全事務・事業及び全資産の精査を行う</p> <p>閣議決定</p>	<p>平成23年9月21日</p> <p>独立行政法人改革に関する分科会開催</p> <p>今後の独法制度の在り方を議論</p> <p>行政刷新会議(分科会)</p>	<p>平成24年1月20日</p> <p>独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針</p> <p>102の独立行政法人を4割削減し65法人とするなどの方針</p> <p>閣議決定</p>	<p>平成25年1月24日</p> <p>平成25年度予算編成の基本方針</p> <p>「制度及び組織の見直しの基本方針」の当面凍結</p> <p>閣議決定</p>	<p>平成25年12月24日</p> <p>独立行政法人改革等に関する基本的な方針</p> <p>成長戦略の推進に大きく貢献するよう制度・組織面で抜本的に見直し</p> <p>閣議決定</p>	<p>平成26年8月29日</p> <p>各独立行政法人の統廃合に係る措置の実施時期について</p> <p>独立行政法人個別法等の改正が必要となる措置につき実施時期を決定</p> <p>行革推進本部にて決定</p>
<p>当機構に関する主な事項</p> <p>利用者サービスの更なる向上のための具体的な取組目標、業務効率化に係る一層の取組目標を中期計画等に明示する。さらに、福祉貸付事業及び医療貸付事業については、福祉医療政策の動向や金融経済環境を注視しつつ、業務や組織の在り方を検討する。等</p>	<p>当機構に関する主な事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 独法で行う事務・事業の必要性を議論 法人の組織形態について議論 <p>独法改革に関する分科会WGヒアリング</p> <ul style="list-style-type: none"> 10/05(1R)・10/31(4R) 10/12(2R)・11/07(5R) 10/21(3R) 	<p>当機構に関する主な事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 成果目標達成法人とする。 金融業務については、会社法を参考に監査機能・リスク管理機能の強化等を図るとともに、金融庁検査導入及び高度なガバナンスの仕組みを措置した金融業務型のガバナンスを適用する。 業務や組織の在り方について、引き続き適時に見直しを行う。 	<p>当機構に関する主な事項</p> <p>「制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）は、それ以前より決定していた事項を除いて当面凍結となった。</p> <p>「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）のフォローアップ等は、引き続き継続。</p>	<p>当機構に関する主な事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期目標管理型法人とする。 金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図るとともに、福祉貸付事業及び医療貸付事業については金融庁検査を導入する。 承継年金住宅融資等債権管理回収業務について、回収金を定期的に国庫納付するよう所要の措置を講じる。 	<p>当機構に関する主な事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期目標管理型法人への移行（H27.4） 福祉医療貸付事業への金融庁検査導入（H27.10） 承継年金住宅融資等債権管理回収業務について、回収金を定期的に国庫納付するよう所要の措置を講じる。（H28.4まで）

独立行政法人制度の見直し

法人の裁量、国の関与の度合い等に応じた法人の分類

中期目標管理型

研究開発型

単年度管理型

P D C A サイクルが機能する目標・評価の仕組みの構築

法人の内外から業務運営を改善する仕組みの導入

財政規律、報酬・給与等の見直し、調達合理化及び情報公開の充実

法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し

各独立行政法人等について講ずべき措置

【福祉医療機構】

- ・ 中期目標管理型法人
- ・ 福祉貸付事業及び医療貸付事業について、金融庁検査を導入（損失の危険の管理に限る）
- ・ 承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る回収金の定期納付



< 各独立行政法人の統廃合に係る措置の実施時期について >

（平成26年8月29日 行政改革推進本部決定）

【福祉医療機構】

・ 金融庁検査導入	平成27年10月
・ 承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る回収金の定期納付	平成28年4月まで

8 .平成26年度決算の概要について

本資料に掲載している財務内容は、当機構が本説明会のために概要版として作成したものです。詳細につきましては、当機構ホームページ（ <http://hp.wam.go.jp/koukai/zaimu26/tabid/2092/Default.aspx> ）をご参照ください。

平成26年度（末）の財政状態及び経営成績について

▶ 平成26年度末における財政状態について

● 各勘定の財政状態

- ✓ 当機構における法人全体の資産は、約4兆6,887億円となっています。これを勘定別に見ますと、一般勘定の約3兆3,232億円が70.88%を、また、承継債権管理回収勘定の約1兆1,285億円が全体の24.07%を占めています。
- ✓ その資産の主なものは、固定資産である長期貸付金であり、一般勘定においては約3兆3,209億円を、また、承継債権管理回収勘定で約9,438億円を計上しており、資産全体の70.83%、20.13%をそれぞれ占めています。
- ✓ 一方、負債については一般勘定の約3兆3,044億円が全体の93.32%を占めています。

（単位：百万円）

	一般勘定	共済勘定	保険勘定	年金担保 貸付勘定	労災年金担保 貸付勘定	承継債権 管理回収勘定	法人単位
資産の部	3,323,224	30,379	75,473	126,653	4,476	1,128,521	4,688,728
負債の部	3,304,375	30,379	78,400	126,059	53	1,602	3,540,871
純資産の部	18,848	-	2,927	593	4,423	1,126,918	1,147,856
負債純資産合計	3,323,224	30,379	75,473	126,653	4,476	1,128,521	4,688,728

（注）百万円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがあります。

平成26年度（末）の財政状態及び経営成績について

▶ 平成26年度における経営成績について

● 各勘定の経営成績

- ✓ 当機構における法人全体の経常収益は、約2,195億円となっています。これを勘定別に見ますと、共済勘定の約1,008億円が全体の45.92%を、一般勘定の約532億円が24.24%を、承継債権管理回収勘定の約375億円が17.07%をそれぞれ占めています。
- ✓ 一方、経常費用においては、法人全体で約1,783億円であり、共済勘定の約963億円が全体の53.99%を、一般勘定の約554億円が31.08%を占めています。
- ✓ 法人単位全体の当期利益は約372億円となっており、主な要因としては、承継債権管理回収勘定で約337億円、保険勘定において約43億円の当期利益が発生した一方で、一般勘定において約11億円の当期損失が発生したことによるものです。

（単位：百万円）

	一般勘定	共済勘定	保険勘定	年金担保 貸付勘定	労災年金担保 貸付勘定	承継債権 管理回収勘定	法人単位
経常収益	53,200	100,791	25,786	2,213	30	37,466	219,488
経常費用	55,424	96,269	21,038	2,094	32	3,439	178,300
経常利益又は損失	2,224	4,521	4,747	118	2	34,027	41,187
臨時利益	1,084	8	-	136	2	262	1,494
臨時損失	-	4,529	449	-	-	562	5,541
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-	-	-	19	0	-	19
当期利益又は損失	1,139	-	4,298	273	0	33,727	37,160

（注）百万円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがあります。

貸付事業における債権分類について

▶ 民間金融機関の基準に準じて破綻先債権額、延滞債権額、3箇月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額を開示しております。

● 一般勘定

(単位：百万円)

区 分	平成25年度	平成26年度
破綻先債権額 (A)	3,883	3,327
延滞債権額 (B)	28,200	37,604
3箇月以上延滞債権額 (C)	647	777
貸出条件緩和債権額 (D)	47,762	32,414
合計 = (A) + (B) + (C) + (D) (E)	80,494	74,124
総貸付残高 (F)	3,352,902	3,477,642
比率 (E) / (F) × 100	2.40%	2.13%

注1) 区分の定義は、以下のとおりです。

- ・破綻先債権額 (A) : 元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。
- ・延滞債権額 (B) : 未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金をいいます。
- ・3箇月以上延滞債権額 (C) : 元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3箇月以上遅延している貸出金で破綻先債権(A)及び延滞債権(B)に該当しない貸出金をいいます。
- ・貸出条件緩和債権額 (D) : 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で、破綻先債権(A)、延滞債権(B)及び3箇月以上延滞債権(C)に該当しない貸出金をいいます。

● 年金担保貸付勘定

(単位：百万円)

区 分	平成25年度	平成26年度
破綻先債権額 (A)	84	84
延滞債権額 (B)	75	50
3箇月以上延滞債権額 (C)	26	33
貸出条件緩和債権額 (D)	24	26
合計 = (A) + (B) + (C) + (D) (E)	210	196
総貸付残高 (F)	149,311	125,997
比率 (E) / (F) × 100	0.14%	0.16%

● 労災年金担保貸付勘定

(単位：百万円)

区 分	平成25年度	平成26年度
破綻先債権額 (A)	5	6
延滞債権額 (B)	2	1
3箇月以上延滞債権額 (C)	-	0
貸出条件緩和債権額 (D)	-	0
合計 = (A) + (B) + (C) + (D) (E)	7	8
総貸付残高 (F)	3,444	3,024
比率 (E) / (F) × 100	0.23%	0.27%

注2) 一般勘定における総貸付残高(F)には、以下の貸付受入金が含まれております。

- ・平成25年度貸付受入金 153,349百万円
- ・平成26年度貸付受入金 156,781百万円

注3) 金額の百万円未満は、切捨て表示しております。

貸付事業における債権分類について

▶ 民間金融機関の基準に準じて破綻先債権額、延滞債権額、3箇月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額を開示しております。

● 承継債権管理回収勘定

(単位：百万円)

区 分	平成25年度	平成26年度
破綻先債権額 (A)	11,504	8,712
延滞債権額 (B)	6,486	5,593
3箇月以上延滞債権額 (C)	7,056	5,685
貸出条件緩和債権額 (D)	47,797	40,904
合計 = (A) + (B) + (C) + (D) (E)	72,845	60,894
総貸付残高 (F)	1,094,878	944,404
比率 (E) / (F) × 100	6.65%	6.45%

注1) 区分の定義は、以下のとおりです。

- ・破綻先債権額 (A) : 元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。
- ・延滞債権額 (B) : 未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金をいいます。
- ・3箇月以上延滞債権額 (C) : 元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3箇月以上遅延している貸出金で破綻先債権(A)及び延滞債権(B)に該当しない貸出金をいいます。
- ・貸出条件緩和債権額 (D) : 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で、破綻先債権(A)、延滞債権(B)及び3箇月以上延滞債権(C)に該当しない貸出金をいいます。
- ・その他 :
 - 1 総貸付残高(F)には、仮受金629百万円を含んでおります。
 - 2 債権質により転借人から回収している債権については、当該転貸債権の状況により判断しており、当該転貸債権が正常債権である3,518百万円については、リスク管理債権に含めておりません。
 - 3 リスク管理債権のうち、金融機関の保証で全額回収が見込まれる債権は39,161百万円であり、当該債権額を除いた比率は2.30%となります。

注2) このリスク管理債権は、機関保証等からの回収見込額を控除する前の金額であり、開示した債権額のすべてが回収不能となるものではありません。

注3) 金額の百万円未満は、切捨て表示しております。

貸付金の自己査定について

▶ 当機構における平成26年度末における貸付金の自己査定につきましては、以下のとおりです。

● 一般勘定

(単位：件、百万円)

区分	債務者区分	貸付先数	貸付金残高
一般債権	正常先	11,348	2,567,987
	要注意先	3,074	706,684
	要管理先以外	2,982	673,131
	要管理先	92	33,552
	計	14,422	3,274,672
貸倒懸念債権	破綻懸念先	70	37,218
破産更生債権等	実質破綻先	43	5,642
	破綻先	30	3,327
	計	73	8,970
合	計	14,565	3,320,860

● 承継債権管理回収勘定

(単位：件、百万円)

区分	債務者区分	貸付先数	貸付金残高
一般債権	正常先	79,654	292,335
	要注意先	153,588	632,419
	要管理先以外	120,059	502,137
	要管理先	33,529	130,281
	計	233,242	924,755
貸倒懸念債権	破綻懸念先	308	6,954
破産更生債権等	実質破綻先	796	3,991
	破綻先	2,079	8,703
	計	2,875	12,695
合	計	236,425	944,404

注1) 債務者区分は以下のとおりです。

- ・正常先 : 業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者をいいます。
- ・要注意先 : 金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者をいいます。
- ・要管理先以外 : 要注意先のうち要管理先でない債務者をいいます。
- ・要管理先 : 要注意先に対する債権のうち3か月以上延滞債権（元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3か月以上延滞している貸出債権）及び貸出条件緩和債権（経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権）である債務者をいいます。
- ・破綻懸念先 : 経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（金融機関等の支援継続中の債務者を含む。）をいいます。
- ・実質破綻先 : 法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが不明瞭な状況にあると認められる等、実質的に経営破綻に陥っている債務者をいいます。
- ・破綻先 : 破産、清算、会社更生、民事再生又は手形交換所の取引停止処分等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者をいいます。

注2) 一般勘定における貸付金残高は、貸付受入金額 156,781百万円を控除したものです。

注3) 承継債権管理回収勘定における貸付先数は貸付件数を計上しています。

注4) 金額の百万円未満は、切捨て表示しています。

貸付金の自己査定について

▶ 当機構における平成26年度末における貸付金の自己査定につきましては、以下のとおりです。

● 年金担保貸付勘定

(単位：件、百万円)

区分	債務者区分	貸付先数	貸付金残高
一般債権	正常先	329,881	125,858
	要注意先	19	6
	要管理先以外	19	6
	要管理先	-	-
	計	329,900	125,865
貸倒懸念債権	破綻懸念先	59	23
破産更生債権等	実質破綻先	68	34
	破綻先	78	73
	計	146	108
合	計	330,105	125,997

注1) 債務者区分は以下のとおりです。

- ・ 正常先 : 回収状況が良好であり、かつ、特段の問題がないと認められる債務者をいいます。
- ・ 要注意先(要管理先) : 死亡等による年金の失権、年金全額支給停止又は支払保留により債権回収が困難となった債権及び現況届等の未提出により年金が差し止められ未回収が6か月以上となった債権であって債務者に対し期限の利益を喪失させて一括弁済請求を行った債権(以下「事故口債権」という。)のうち、事故口債権認定月以降未回収となった月が3か月以上6か月未満経過した債務者及び貸出条件緩和債権(約定条件の改定等を行った貸出債権)である債務者をいいます。

● 労災年金担保貸付勘定

(単位：件、百万円)

区分	債務者区分	貸付先数	貸付金残高
一般債権	正常先	4,980	3,016
	要注意先	1	0
	要管理先以外	1	0
	要管理先	-	-
	計	4,981	3,016
貸倒懸念債権	破綻懸念先	2	1
破産更生債権等	実質破綻先	2	2
	破綻先	3	3
	計	5	5
合	計	4,988	3,024

- ・ 要注意先(要管理先以外) : 事故口債権認定月以降未回収となった月が3か月未満である債務者をいいます。
- ・ 破綻懸念先 : 事故口債権のうち、事故口債権認定月以降未回収となった月が6か月以上12か月未満である債務者をいいます。
- ・ 実質破綻先 : 事故口債権のうち、事故口債権認定月以降未回収となった月が12か月以上経過した債務者をいいます。
- ・ 破綻先 : 貸付実行前に債務者の死亡が判明し、保証機関の債務保証が受けられなくなった債務者その他これらに準ずる債務者をいいます。

注2) 貸付先数は、貸付件数を計上しています。

注3) 金額の百万円未満は、切捨て表示しています。

当機構の財務内容について（法人単位・資産の状況）

▶ 法人単位

● 貸借対照表（平成27年3月31日）

（単位：百万円）

科目	平成26年度	平成25年度	差額
資産	4,688,728	4,770,071	81,343
流動資産	712,159	757,515	45,356
現金及び預金	73,597	11,207	62,390
金銭の信託	75,414	70,644	4,770
有価証券	148,000	245,800	97,800
1年以内回収予定長期貸付金	406,857	420,528	13,671
未収財源措置予定額	159	-	159
貸倒引当金	84	272	188
その他	8,214	9,606	1,392
固定資産	3,976,568	4,012,556	35,988
有形固定資産	1,404	1,441	37
無形固定資産	577	660	83
長期貸付金等	3,986,800	4,025,480	38,680
貸倒引当金	12,952	15,766	2,814
その他	739	740	1

科目	平成26年度	平成25年度	差額
負債	3,540,871	3,437,630	103,241
流動負債	400,181	354,567	45,614
運営費交付金債務	233	207	26
預り補助金等	4,297	2,918	1,379
短期借入金	21,030	13,170	7,860
1年以内償還予定福祉医療機構債券	99,000	67,000	32,000
1年以内返済予定長期借入金	264,804	259,743	5,061
賞与引当金	29	27	2
その他	10,787	11,500	713
固定負債	3,032,231	2,979,574	52,657
福祉医療機構債券	289,000	332,000	43,000
長期借入金	2,741,581	2,645,895	95,686
退職給付引当金	517	1,070	553
抵当権移転登記引当金	562	-	562
その他	569	609	40
法令に基づく引当金等	108,458	103,488	4,970
退職手当給付費支払資金	30,075	25,554	4,521
心身障害者扶養保険責任準備金	78,383	77,934	449
純資産	1,147,856	1,332,441	184,585
資本金	1,121,382	1,301,835	180,453
資本剰余金	1,545	1,524	21
利益剰余金	28,019	32,130	4,111

（注）百万円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがあります。

当機構の財務内容について（法人単位・損益の状況）

▶ 法人単位

● 損益計算書（平成26年4月1日～平成27年3月31日）

（単位：百万円）

科目	平成26年度	平成25年度	差額
経常費用	178,300	177,161	1,139
福祉医療貸付業務費	52,354	53,563	1,209
経営指導業務費	248	250	2
福祉保健医療情報サービス業務費	325	313	12
社会福祉振興助成業務費	1,418	1,624	206
退職手当共済業務費	96,170	94,642	1,528
心身障害者扶養保険業務費	20,978	21,032	54
年金担保貸付業務費	2,030	2,245	215
労災年金担保貸付業務費	30	29	1
承継債権管理回収業務費	3,305	2,357	948
一般管理費	1,165	1,090	75
雑損	273	11	262
経常利益	41,187	47,083	5,896
臨時損失			
（退職手当給付費支払資金繰入）	4,529	3,858	671
（心身障害者扶養保険責任準備金繰入）	449	493	44
（抵当権移転登記引当金繰入）	562	-	562
（国庫納付金）	-	0	0
当期純利益	37,140	43,192	6,052
前中期目標期間繰越積立金取崩額	19	23	4
当期総利益	37,160	43,215	6,055

科目	平成26年度	平成25年度	差額
経常収益	219,488	224,244	4,756
運営費交付金収益	3,312	3,070	242
福祉医療貸付事業収入	47,648	48,086	438
経営指導事業収入	38	39	1
福祉保健医療情報サービス事業収入	7	8	1
退職手当共済事業収入	50,210	48,137	2,073
心身障害者扶養保険事業収入	25,672	24,118	1,554
年金担保貸付事業収入	2,164	2,359	195
労災年金担保貸付事業収入	28	30	2
承継債権管理回収業務収入	37,276	43,372	6,096
補助金等収益	52,516	54,495	1,979
財源措置予定額収益	159	-	159
資産見返運営費交付金戻入	199	262	63
財務収益	185	246	61
雑益	66	17	49

臨時利益			
（退職給付引当金戻入益）	401	81	320
（貸倒引当金戻入益）	1,084	379	705
（退職手当給付費支払資金戻入益）	8	0	8

（注）百万円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがあります。

当機構の財務内容について（一般勘定・資産の状況）

資産の部 3,323,224百万円のうち、貸付金（1年以内回収予定長期貸付金、長期貸付金等）は 3,320,860百万円であり全体の 99.9%を占めています。貸付金は前年度末と比べて 121,308百万円の増となっています。

負債の部 3,304,375百万円のうち、借入金は 3,006,385百万円、福祉医療機構債券は 284,000百万円であり、貸付原資が全体の 99.5%を占めています。なお、預り補助金等 4,295百万円は翌年度に国庫に返還する予定です。

純資産の部は、東日本大震災からの復旧・復興に係る貸付について優遇措置を行ったこと等に伴う繰越欠損金（1,139百万円）の発生等により18,848百万円となっています。

（単位：百万円）

科目	平成26年度	平成25年度	差額	科目	平成26年度	平成25年度	差額
資産	3,323,224	3,202,656	120,568	負債	3,304,375	3,182,648	121,727
流動資産	264,078	262,473	1,605	流動負債	347,313	272,232	75,081
現金及び預金	2,414	4,258	1,844	運営費交付金債務	178	153	25
1年以内回収予定長期貸付金	255,696	251,771	3,925	預り補助金等	4,295	2,918	1,377
貸倒引当金	62	247	185	1年以内償還予定福祉医療機構債券	69,000	-	69,000
その他	6,030	6,691	661	1年以内返済予定長期借入金	264,804	259,743	5,061
				その他	9,035	9,416	381
固定資産	3,059,145	2,940,182	118,963				
有形固定資産	1,342	1,357	15	固定負債	2,957,061	2,910,415	46,646
無形固定資産	417	471	54	福祉医療機構債券	215,000	264,000	49,000
長期貸付金等	3,065,164	2,947,781	117,383	長期借入金	2,741,581	2,645,895	95,686
貸倒引当金	8,491	10,142	1,651	その他	480	520	40
その他	712	713	1	純資産	18,848	20,007	1,159
				資本金	23,793	23,793	-
				資本剰余金	1,525	1,505	20
				繰越欠損金	3,420	2,280	1,140

（注）百万円未満を切り捨てたため、合計とは端数において合致しないものがあります。

当機構の財務内容について（一般勘定・損益の状況）

当期総損失は 1,139百万円 となっております。これは、主に以下の要因によるものです。

- ・東日本大震災に係る災害復旧資金について無利子貸付等の優遇措置を講じたこと、また被災地域の旧債権について返済猶予・条件変更などの措置を講じたことに伴うもの
（これらの優遇措置を行うため、財務基盤の強化として平成23年度補正予算において政府出資金が措置されている）

（単位：百万円）

科目	平成26年度	平成25年度	差額
経常費用	55,424	56,529	1,105
福祉医療貸付業務費	52,354	53,563	1,209
経営指導業務費	248	250	2
福祉保健医療情報サービス業務費	325	313	12
社会福祉振興助成業務費	1,418	1,624	206
一般管理費	826	765	61
雑損	251	11	240

経常損失	2,224	1,091	1,133
当期純損失	1,139	809	330
当期総損失	1,139	809	330

科目	平成26年度	平成25年度	差額
経常収益	53,200	55,437	2,237
運営費交付金収益	2,691	2,487	204
福祉医療貸付事業収入	47,648	48,086	438
経営指導事業収入	38	39	1
福祉保健医療情報サービス事業収入	7	8	1
補助金等収益	2,626	4,554	1,928
資産見返運営費交付金戻入	175	237	62
財務収益	3	9	6
雑益	8	14	6

臨時利益 (貸倒引当金戻入益)	1,084	281	803
--------------------	-------	-----	-----

（注）百万円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがあります。

当機構の財務内容について（共済勘定・資産の状況）

資産の部 30,379百万円のうち、現金及び預金等の流動資産が 30,303百万円であり、全体の99.7%を占めています。

負債の部 30,379百万円のうち、その他 179百万円は年度末における退職手当給付金の預り金や業務費の未払金等です。なお、当事業は共済契約者、国及び都道府県の3者からの財源による賦課方式により行われておりますが、独立行政法人福祉医療機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成15年厚生労働省令第148号）第15条第1号の規定に基づき、共済契約者及び都道府県について、法令に基づく引当金として給付費支払資金を 30,075百万円 積み立てております。

（単位：百万円）

科目	平成26年度	平成25年度	差額	科目	平成26年度	平成25年度	差額
資産	30,379	25,813	4,566	負債	30,379	25,813	4,566
流動資産	30,303	25,739	4,564	流動負債	228	186	42
現金及び預金	1,216	5,032	3,816	運営費交付金債務	47	42	5
有価証券	28,800	20,200	8,600	預り補助金等	1	-	1
未収財源措置予定額	159	-	159	その他	179	144	35
その他	127	507	380				
				固定負債	75	72	3
固定資産	75	74	1				
有形固定資産	32	44	12	法令に基づく引当金等			
無形固定資産	43	29	14	退職手当給付費支払資金	30,075	25,554	4,521

（注1）「未収財源措置予定額」とは都道府県補助金の年度末未収分です。

（注2）百万円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがあります。

当機構の財務内容について（共済勘定・損益の状況）

経常利益は 4,521百万円となっております。これは主に掛金収入などの退職手当共済事業収入 50,210百万円、補助金等収益 49,890百万円が退職手当給付金などの退職手当共済業務費 96,170百万円を上回ったことによるものです。

臨時利益として給付費支払資金戻入益 8百万円、臨時損失として給付費支払資金繰入 4,529百万円を計上しています。

これらにより、当期総利益はゼロとなっております。

（単位：百万円）

科目	平成26年度	平成25年度	差額
経常費用	96,269	94,735	1,534
退職手当共済業務費 (うち退職手当給付金)	96,170 (95,739)	94,642 (94,220)	1,528 (1,519)
一般管理費	99	93	6
経常利益	4,521	3,857	664
臨時損失 (給付費支払資金繰入)	4,529	3,858	671

科目	平成26年度	平成25年度	差額
経常収益	100,791	98,593	2,198
運営費交付金収益	508	491	17
退職手当共済事業収入	50,210	48,137	2,073
補助金等収益	49,890	49,941	51
財源措置予定額収益	159	-	159
資産見返運営費交付金戻入	21	22	1
雑益	0	0	0
臨時利益 (給付費支払資金戻入益)	8	0.8	7

（注）百万円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがあります。

当機構の財務内容について（保険勘定・資産の状況）

資産の部 75,473百万円のうち、将来の年金給付の財源となる金銭の信託が 75,414百万円であり、全体の99.9%を占めています。

金銭の信託は、金銭の信託運用益により前年度に比べ 4,770百万円増加しています。

負債の部 78,400百万円のうち、法令に基づく引当金として心身障害者扶養保険責任準備金を 78,383百万円計上しております。これは、独立行政法人福祉医療機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成15年厚生労働省令第148号）第15条第2号の規定に基づき、積み立てているものです。

繰越欠損金（純資産の部） 2,927百万円の前年度末からの減少は、主として心身障害者扶養保険責任準備金（負債）の増加に対して金銭の信託（資産）の増加が 4,298百万円上回ったことによるものです。

（単位：百万円）

科目	平成26年度	平成25年度	差額	科目	平成26年度	平成25年度	差額
資産	75,473	70,727	4,746	負債	78,400	77,953	447
流動資産	75,470	70,723	4,747	流動負債	15	15	0
現金及び預金	56	79	23	運営費交付金債務	7	11	4
金銭の信託	75,414	70,644	4,770	その他	7	4	3
その他	-	0	0				
固定資産	2	3	1	固定負債	2	3	1
有形固定資産	2	3	1	法令に基づく引当金等			
無形固定資産	0	0	0	心身障害者扶養保険責任準備金	78,383	77,934	449
				純資産	2,927	7,225	4,298
				繰越欠損金	2,927	7,225	4,298

（注）百万円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがあります。

当機構の財務内容について（保険勘定・損益の状況）

経常利益は 4,747百万円となっております。これは金銭の信託の運用において 5,669百万円の利益を確保したことなどによるものです。

臨時損失として、心身障害者扶養保険責任準備金繰入 449百万円等を計上しています。

これらの結果、当期総利益は 4,298百万円を計上しています。

科目	平成26年度	平成25年度	差額
経常費用	21,038	21,064	26
心身障害者扶養保険業務費	20,978	21,032	54
（うち支払保険料）	(7,805)	(8,106)	(301)
（うち給付金）	(13,098)	(12,866)	(232)
一般管理費	38	31	7
経常利益	4,747	3,145	1,602
臨時損失			
（心身障害者扶養保険責任準備金繰入）	449	493	44
（国庫納付金）	-	0	0
当期純利益	4,298	2,651	1,647
当期総利益	4,298	2,651	1,647

（単位：百万円）

科目	平成26年度	平成25年度	差額
経常収益	25,786	24,209	1,577
運営費交付金収益	112	90	22
受取保険料	7,805	8,106	301
保険金	12,198	12,213	15
金銭の信託等運用益	5,669	3,798	1,871
資産見返運営費交付金戻入	0	0	0
雑益	0	0	0

（注）百万円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがあります。

当機構の財務内容について（年金担保貸付勘定・資産の状況）

資産の部 126,653百万円のうち、貸付金（1年以内回収予定長期貸付金、長期貸付金等）は 125,997百万円であり全体の99.4%を占めています。貸付金は前年度末と比べて 23,315百万円の減となっています。これは平成26年12月の制度改正において貸付限度額を引下げたこと等によるものです。

負債の部 126,059百万円のうち、短期借入金は 21,030百万円、福祉医療機構債券は 104,000百万円であり、貸付原資が全体の99.1%を占めています。

純資産の部 593百万円の前年度末からの増加は、主に当期利益によるものです。

（単位：百万円）

科目	平成26年度	平成25年度	差額
資産	126,653	150,037	23,384
流動資産	84,273	96,447	12,174
現金及び預金	433	454	21
1年以内回収予定長期貸付金	83,589	95,704	12,115
貸倒引当金	2	3	1
その他	252	292	40
固定資産	42,380	53,590	11,210
有形固定資産	9	13	4
無形固定資産	31	39	8
長期貸付金等	42,407	53,607	11,200
貸倒引当金	95	97	2
その他	26	27	1

科目	平成26年度	平成25年度	差額
負債	126,059	149,696	23,637
流動負債	51,855	81,299	29,444
短期借入金	21,030	13,170	7,860
1年以内償還予定福祉医療機構債券	30,000	67,000	37,000
賞与引当金	11	10	1
その他	814	1,119	305
固定負債	74,203	68,397	5,806
福祉医療機構債券	74,000	68,000	6,000
退職給付引当金	203	397	194
純資産	593	341	252
資本剰余金	20	18	2
利益剰余金	613	359	254

（注）百万円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがあります。

当機構の財務内容について（年金担保貸付勘定・損益の状況）

経常利益は 118百万円となっております。これは業務運営コストを適切に貸付金利に反映したことによるものです。

臨時利益として退職給付引当金戻入益 136百万円、前中期目標期間繰越積立金取崩額として 19百万円を計上しています。

これらにより、当期総利益は 273百万円となっております。

科目	平成26年度	平成25年度	差額
経常費用	2,094	2,317	223
年金担保貸付業務費	2,030	2,245	215
（うち借入金利息）	(43)	(11)	(32)
（うち債券利息）	(237)	(389)	(152)
（うち債券発行諸費）	(74)	(78)	(4)
（うち業務委託費）	(1,441)	(1,591)	(150)
（うち貸倒引当金繰入）	(16)	(2)	(14)
一般管理費	64	72	8

経常利益	118	44	74
当期純利益	254	94	160
前中期目標期間繰越積立金 取崩額	19	23	4
当期総利益	273	118	155

（単位：百万円）

科目	平成26年度	平成25年度	差額
経常収益	2,213	2,361	148
年金担保貸付事業収入	2,164	2,359	195
資産見返運営費交付金戻入	0	0	0
財務収益	0	1	1
雑益	48	1	47
臨時利益 (退職給付引当金戻入益)	136	50	86

（注）百万円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがあります。

当機構の財務内容について（労災年金担保貸付勘定・資産の状況）

資産の部 4,476百万円のうち、貸付金（1年以内回収予定長期貸付金、長期貸付金等）は 3,024百万円であり、前年度末と比べて 419百万円の減となっています。これは平成26年12月の制度改正において貸付限度額を引下げたこと等によるものです。

純資産の部 4,423百万円のうち、資本金（政府出資金）が99.4%を占めており、これが貸付原資となっております。なお、独立行政法人通則法（平成11年7月16日法律第103号）第46条の2の規定に基づき、不要財産として1,433百万円を平成27年3月20日に国庫納付し、これに伴い資本金を同額減少しております。

（単位：百万円）

科目	平成26年度	平成25年度	差額
資産	4,476	5,918	1,442
流動資産	3,471	4,720	1,249
現金及び預金	241	263	22
有価証券	1,200	2,200	1,000
1年以内回収予定長期貸付金	2,015	2,242	227
貸倒引当金	0	0	0
その他	14	14	0
固定資産	1,005	1,197	192
有形固定資産	0	0	0
無形固定資産	1	1	0
長期貸付金等	1,009	1,201	192
貸倒引当金	6	5	1

科目	平成26年度	平成25年度	差額
負債	53	61	8
流動負債	48	53	5
賞与引当金	0	0	0
その他	48	53	5
固定負債	4	8	4
退職給付引当金	4	8	4
その他	0	0	0
純資産	4,423	5,856	1,433
資本金	4,397	5,831	1,433
利益剰余金	25	25	0

（注）百万円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがあります。

当機構の財務内容について（労災年金担保貸付勘定・損益の状況）

経常損失は 2.5百万円となっております。これは、平成26年12月の制度改正により貸付残高が減少し、これに伴い貸付金利息収入が減少したことなどによるものです。

臨時利益として退職給付引当金戻入益 2.7百万円、また前中期目標期間繰越積立金取崩額として 0.3百万円を計上しています。

これらの結果、当期総利益は 0.5百万円となっております。

（単位：百万円）

科目	平成26年度	平成25年度	差額
経常費用	32.9	31.5	1.4
労災年金担保貸付業務費	30.8	29.2	1.6
（うち業務委託費）	(24.1)	(25.4)	(1.3)
（うち貸倒引当金繰入）	(1.9)	(-)	(1.9)
一般管理費	2.1	2.3	0.2

経常利益又は経常損失	2.5	0.8	3.3
当期純利益	0.1	4.5	4.4
前中期目標期間繰越積立金取崩額	0.3	0.4	0.1
当期総利益	0.5	4.9	4.4

科目	平成26年度	平成25年度	差額
経常収益	30.4	32.4	2.0
労災年金担保貸付事業収入	28.6	30.8	2.2
資産見返運営費交付金戻入	0.0	0.0	0.0
財務収益	1.5	1.6	0.1
雑益	0.2	0.0	0.2

臨時利益			
（退職給付引当金戻入益）	2.7	1.0	1.7
（貸倒引当金戻入益）	-	2.6	2.6

（注）百万円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがあります。

当機構の財務内容について（承継債権管理回収勘定・資産の状況）



資産の部 1,128,521百万円のうち、貸付金（1年以内回収予定長期貸付金、長期貸付金等）は 943,774百万円であり全体の83.6%を占めています。また、現金及び預金 69,234百万円のうち大口定期預金 68,100百万円並びに有価証券 118,000百万円は、貸付回収金（元金及び利息）等を国庫納付するまでの間、余資運用しているものです。

純資産の部 1,126,918百万円のうち、資本金（政府出資金）は 1,093,191百万円で全体の97.0%を占めており、これが貸付原資となっています。

なお、独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号）附則第5条の2の規定に基づき、平成25年度に回収した元金相当分 179,019百万円と積立金 41,251百万円を平成26年7月10日に国庫納付しております。これに伴って資本金及び積立金をそれぞれ同額減少しております。

（単位：百万円）

科目	平成26年度	平成25年度	差額
資産	1,128,521	1,314,918	186,397
流動資産	254,561	297,409	42,848
現金及び預金	69,234	1,120	68,114
有価証券	118,000	223,400	105,400
1年以内回収予定長期貸付金	65,556	70,810	5,254
貸倒引当金	18	21	3
その他	1,789	2,100	311
固定資産	873,959	1,017,508	143,549
有形固定資産	17	23	6
無形固定資産	83	117	34
長期貸付金等	878,218	1,022,889	144,671
貸倒引当金	4,359	5,521	1,162

科目	平成26年度	平成25年度	差額
負債	1,602	1,456	146
流動負債	719	779	60
賞与引当金	17	16	1
その他	701	762	61
固定負債	882	676	206
退職給付引当金	310	664	354
抵当権移転登記引当金	562	-	562
その他	10	12	2
純資産	1,126,918	1,313,461	186,543
資本金	1,093,191	1,272,210	179,019
利益剰余金	33,727	41,251	7,524

（注）百万円未満を切り捨てたため、合計とは端数において合致しないものがあります。

当機構の財務内容について（承継債権管理回収勘定・損益の状況）

経常利益は 34,027百万円となっております。これは貸付金利息収入等 37,276百万円を確保したことによるものです。

当期総利益は 33,727百万円となっております。

なお、独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号）附則第5条の2の規定に基づき、平成26年度に回収した元金相当分 148,168百万円と積立金（当期総利益）33,727百万円を平成27年7月10日に国庫納付しております。

（単位：百万円）

科目	平成26年度	平成25年度	差額
経常費用	3,439	2,482	957
承継債権管理回収業務費	3,305	2,357	948
（うち貸倒引当金繰入）	(1,091)	(-)	(1,091)
一般管理費	133	125	8

経常利益	34,027	41,127	7,100
当期純利益	33,727	41,251	7,524
当期総利益	33,727	41,251	7,524

科目	平成26年度	平成25年度	差額
経常収益	37,466	43,609	6,143
承継債権管理回収業務収入	37,276	43,372	6,096
資産見返運営費交付金戻入	1	1	0
財務収益	179	234	55
雑益	8	1	7

臨時損失 （抵当権移転登記引当金繰入）	562	-	562
臨時利益 （退職給付引当金戻入益）	262	29	233
（貸倒引当金戻入益）	-	94	94

（注）百万円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがあります。

- 承継教育資金貸付けあっせん業務は、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）に基づき平成20年度から業務を休止しています。

9 . 平成27年度予算及び 平成28年度予算概算要求の概要について

貸付事業計画の概要

▶ 平成26年度～平成28年度 貸付事業計画

【一般勘定】

区 分		26年度	27年度	28年度		
		予算額	予算額	要求額	対前年度(予算額)	
		億円	億円	億円	増 減額	伸び率
福 祉 貸 付	貸付契約額	2,880	2,865	2,485	380	13.3
	資金交付額	2,752	2,864	2,760	104	3.6
医 療 貸 付	貸付契約額	1,536	1,321	1,321	-	0.0
	資金交付額	1,575	1,468	1,405	63	4.3
合 計	貸付契約額	4,416	4,186	3,806	380	9.1
	資金交付額	4,327	4,332	4,165	167	3.9
	財政融資資金借入金	3,986	4,608	4,292	316	6.9
	自己資金等	341	276	127	149	54.0
	(うち福祉医療機構債券)	(200)	(200)	(200)	(-)	(0.0)

【年金担保貸付勘定】

区 分		26年度	27年度
		予算額	予算額
		億円	億円
年金担保貸付	貸付契約額	1,231	894
	資金交付額	1,231	894
	自己資金等	1,231	894
	(うち福祉医療機構債券)	(450)	(340)

注) 年金担保貸付勘定における28年度予算については、今後、政府予算案作成に併せて作成する予定です。

(参考)

区 分	26年度	27年度
	予算額	予算額
	億円	億円
福祉医療機構債券(合計)	650	540

▶ 平成26年度～平成28年度（交付金・補給金・補助金等の概要）

区 分	26年度	27年度	28年度		
	予算額	予算額	要求額	対前年度(予算額)	
				増 減額	伸び率
	千円	千円	千円	千円	%
一 般 勘 定	9,745,198	8,724,966	7,686,585	1,038,381	11.9
運 営 費 交 付 金	2,822,886	2,719,242	2,402,869	316,373	11.6
社会福祉振興助成費補助金	1,300,000	702,542	607,699	94,843	13.5
利 子 補 給 金	5,622,312	5,303,182	4,676,017	627,165	11.8
共 済 勘 定	25,568,479	25,700,358	25,582,685	117,673	0.5
運 営 費 交 付 金	538,489	667,556	548,762	118,794	17.8
給 付 費 補 助 金	25,029,990	25,032,802	25,033,923	1,121	0.0
保 険 勘 定					
運 営 費 交 付 金	108,753	105,394	104,847	547	0.5
合 計	35,422,430	34,530,718	33,374,117	1,156,601	3.3
(内、運営費交付金)	3,470,128	3,492,192	3,056,478	435,714	12.5

一般勘定

福祉医療貸付事業は、主に社会福祉事業施設及び病院等の極めて公共性の高い事業に対する融資を行っていますが、その実施主体である社会福祉法人等は財政基盤が脆弱であるために、政策融資として長期に低利で資金を融通しており、このため発生する調達金利と貸付金利とのいわゆる逆ざや等の事業実施に直接必要な経費について予算措置（損益差補助）に基づく利子補給金を受け入れているほか、平成24年度補正予算において措置された施設の耐震化等整備の優遇融資のための政府出資金（46億余円）、及び平成25年度補正予算において措置された施設のスプリンクラー設置等への優遇融資のための政府出資金（4億余円）により財務基盤を強化し、損失に備えることとしております。

また、東日本大震災により被災した施設の復旧支援として貸付条件の優遇措置を講じており、これにより発生する逆ざや等については、平成23年度補正予算において措置された政府出資金（第1次100億円、第2次40億円及び第3次2億円）により財務基盤を強化し、損失に備えることとしております。

そのほか、社会福祉振興助成事業にかかる助成金については、予算措置に基づき国から社会福祉振興助成費補助金を受け入れております。また、福祉医療貸付事業、福祉医療経営診断指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業に要する経費及び事務的経費や人件費等の間接的な経費については、通則法第46条に基づき運営費交付金をそれぞれ受け入れるとともに、事業目的を損なわない範囲で利用者負担による自己収入を確保し充当しています。

共済勘定

共済勘定は、当該業務に要する事務的経費を整理する業務経理とその他の経費を整理する給付経理に区分経理することになっており、業務経理における人件費等の経費については、通則法第46条に基づき運営費交付金を受け入れております。

また、給付経理における事業に要する経費については、社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年法律第155号）第18条及び第19条に基づき国及び都道府県から給付費補助金を受け入れております。

保険勘定

保険勘定は、共済勘定と同様に当該業務に要する事務的経費を整理する業務経理とその他の経費を整理する給付経理に区分経理することになっており、業務経理における人件費等の経費については、通則法第46条に基づき運営費交付金を受け入れております。

また、給付経理における事業に要する経費については、都道府県等を経由して払込まれる保険料収入等により賄われており、運営費交付金は受け入れておりません。

年金担保貸付勘定

年金担保貸付勘定においては、貸付原資の借入金利息や業務委託費等の事業実施に直接必要な経費については、借入者の負担として貸付金利にその経費相当分を上乗せすることで賄っております。事務的経費や人件費等の間接的な経費については、平成19年度までは通則法第46条に基づく運営費交付金により賄うこととしておりましたが、平成20年度からは、借入者の負担として貸付金利に経費相当分を上乗せしております。

なお、貸付原資の調達については、貸付と借入のミスマッチの解消を図る観点から、平成20年度より財政融資資金からの借入を行わないものとし、貸付実態に見合った適切な資金調達を行うこととしております。

労災年金担保貸付勘定

労災年金担保貸付勘定においては、貸付原資が政府出資金であることから資金調達コストは発生しませんが、業務委託費等の事業実施に直接必要な経費については、年金担保貸付勘定と同様に借入者の負担として貸付金利にその経費相当分を上乗せすることで賄っております。

また、事務的経費や人件費等の間接的な経費についても年金担保貸付勘定と同様に平成19年度までは、通則法第46条に基づく運営費交付金により賄うこととしておりましたが、平成20年度からは、借入者の負担として貸付金利に経費相当分を上乗せしております。

承継債権管理回収勘定

承継債権管理回収勘定は、平成18年4月1日に年金資金運用基金の解散に伴い承継した年金住宅融資等の債権の管理・回収業務及びこれに附帯する業務を行っております。承継した貸付金債権は、全額政府出資金として受け入れていることから、当該業務にかかるリスクは発生しない構造になっています。

承継債権の管理及び回収の業務に要する経費及び人件費等の間接的な経費については、年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定と同様に平成19年度までは通則法第46条に基づく運営費交付金により賄うこととしておりましたが、平成20年度からは承継債権（貸付金）にかかる貸付金利息収入等で賄うこととしております。

承継教育資金貸付けあっせん勘定

承継教育資金貸付けあっせん勘定は、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）に基づき平成20年度から業務を休止しております。

10. 福祉医療機構債券（財投機関債）発行について

福祉医療機構債券（財投機関債）発行について

福祉医療機構債券（財投機関債）について

一般担保付（福祉医療機構法第17条第2項及び同条第3項：福祉医療機構債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する）

B I S リスクウェイト 1 0 % 厚生労働大臣発行認可（福祉医療機構法第17条第1項）

平成 2 7 年度上期の福祉医療機構債券（財投機関債）発行実績

回 号	条件決定日	発行日	年限 (年)	総額 (億円)	利率 (%)	発行価格 (円)	応募者 利回り (%)	対国債 スプレッド (bp)	格付
第42回	2015年6月3日	2015年6月17日	3	170	0.100	100.00	0.100	4.0	AA(R&I)
第43回	2015年6月3日	2015年6月17日	10	100	0.558	100.00	0.558	9.5	AA(R&I)

需要が集約されたスプレッドを記載している。

平成 2 7 年度の発行計画について

- 平成 2 7 年度発行予定額 5 4 0 億円
 - 【一般勘定】 1 0 年債 2 0 0 億円（うち 6 月に 1 0 0 億円発行済）
 - 【年金担保貸付勘定】 3 年債 3 4 0 億円（うち 6 月に 1 7 0 億円発行済）

- 今後の発行金額・発行時期等につきましては、資金需要や市場環境等を踏まえながら決定いたします。
- 起債に関する詳細な情報は当機構ホームページにて随時お知らせしております。

（ホームページアドレス； <http://hp.wam.go.jp/saiken/tabid/64/Default.aspx> ）

福祉医療機構債券（財投機関債）発行について

過去の福祉医療機構債券（財投機関債）発行実績（平成26年度）

回 号	条件決定日	発行日	年限 (年)	総額 (億円)	利率 (%)	発行価格 (円)	応募者 利回り (%)	対国債 スプレッド (bp)	格付
第38回	2014年6月4日	2014年6月18日	3	230	0.152	100.00	0.152	4.5	AA(R&I)
第39回	2014年6月4日	2014年6月18日	10	100	0.674	100.00	0.674	6.0	AA(R&I)
第40回	2014年12月3日	2014年12月17日	3	130	0.101	100.00	0.101	4.0	AA(R&I)
第41回	2014年12月3日	2014年12月17日	10	100	0.490	100.00	0.490	3.5	AA(R&I)

需要が集約されたスプレッドを記載している。

過去の福祉医療機構債券（財投機関債）発行実績（平成25年度）

回 号	条件決定日	発行日	年限 (年)	総額 (億円)	利率 (%)	発行価格 (円)	応募者 利回り (%)	対国債 スプレッド (bp)	格付
第34回	2013年6月5日	2013年6月18日	3	190	0.233	100.00	0.233	6.0	AA(R&I)
第35回	2013年6月5日	2013年6月18日	10	100	0.892	100.00	0.892	2.5	AA(R&I)
第36回	2013年12月6日	2013年12月18日	3	190	0.167	100.00	0.167	5.0	AA(R&I)
第37回	2013年12月6日	2013年12月18日	10	50	0.743	100.00	0.743	9.0	AA(R&I)

【お問い合わせ先】

独立行政法人福祉医療機構 経理部資金課

東京都港区虎ノ門4-3-13 ヒューリック神谷町ビル

TEL : 03 (3438) 0212

FAX : 03 (3438) 0219

URL : <http://hp.wam.go.jp/>

E-mail : wam_shikin01@wam.go.jp